

奥州市議会全員協議会

日時：令和８年８月１７日（月）

： ～

場所：奥州市役所７階 委員会室

１ 開 会

２ 挨 拶

３ 協 議

（１）説明事項

- ① 小山東幼稚園の休園・閉園について
- ② 観光施設の使用料等の改定について
- ③ 地域医療に係る進捗状況等について
- ④ 奥州市犯罪被害者等支援条例及び見舞金支給要綱について
- ⑤ 下水道使用料の改定について
- ⑥ 令和８年８月１日レベル４土砂災害危険警報発表に伴う災害対応について
- ⑦ 岩手県人事委員会勧告に伴う通勤手当の改定について

４ そ の 他

５ 閉 会

小山東幼稚園の休園・閉園について

令和8年8月17日開催 市議会全員協議会資料 教育委員会事務局学校教育課

1 経過

小山東幼稚園は、下表のとおり園児数が減少し、適正な集団規模を形成した上での教育が提供できない状況にあった。

	R3	R4	R5	R6	R7
3歳児	14	4	6	2	1
4歳児	9	14	6	6	2
5歳児	10	9	14	8	6
合計	33	27	26	16	9

今後も園児数の増加が見込めないことから、教育・保育施設の再編を担当する健康こども部保育こども園課と当課による協議を開始した。

2 保護者や地域への説明と統廃合方針の決定

市は、次の手順で保護者や地域への説明を行い、「教育・保育施設統廃合ロードマップ」を策定。今後の手続や統廃合の時期を公表した。

令和7年5月	未就園児ニーズ調査
6月	小山東幼稚園保護者アンケート調査
8月	第1回再編準備委員会
9月	保護者説明会、市民説明会 第2回再編準備委員会
10月	子ども・子育て会議

3 統廃合ロードマップで示した市の方針（公表原文）

◆ 胆沢地域は、ここ2年複式学級となっている小山東幼稚園について、需要（園児数）が増加する見込みが少なく、適正な集団規模による教育の提供が十分とはいえない状況になるため、現園児のすべてが卒園する令和9年度末をもって閉園します。ただし、閉園までの間、新園児の募集を継続します。なお、在園児の保護者の意向を確認したうえで、予定する閉園時期を早めることがあります。

4 令和8年4月に休園に至った経緯

- ▶ 2学期末（7年12月）の保護者面談以降、8年度の園児数3人であることに保護者から不安の声が募る。
- ▶ 保護者に8年度の新入園者数がゼロであること、幼少期での集団生活の重要性を改めて説明。どのような環境で子どもを成長させたいのか家庭での検討を促した。
- ▶ 令和8年3月にすべての園児の転園が決定

5 閉園時期の繰上げと今後のスケジュール

令和9年度において幼稚園設置の目的に沿った園の運営と幼児教育に必要なサービスの提供が困難であると判断し、小山東幼稚園の閉園の時期を当初の予定から1年繰り上げることとし、令和8年度末をもって閉園する。

【スケジュール】

令和8年9月	奥州市立幼稚園条例の廃止条例を提案
令和9年3月31日	閉園

使用料等の改定の背景

近年の原油高や物価高騰、人件費の上昇などによる運営コストの増大を受け、「えさし藤原の郷」、「種山高原交流施設」及び「衣川ふるさと自然塾」において、増大したコスト分を利用者に負担いただく「受益者負担の適正化」を図ることにより、収入増による施設の魅力維持・向上と持続可能な運営体制を構築するため、料金を改定しようとするものです。

新料金設定の考え方

- ・「えさし藤原の郷」は、令和4年度に料金改定した際と同等ないしそれ以下の上げ幅といたします。また、「種山高原交流施設」と「衣川ふるさと自然塾」は、料金改定後も近隣の類似施設と同等ないしそれ以下の料金水準を維持します。
- ・「えさし藤原の郷」と「種山高原交流施設」は令和4年度に料金改定しましたが、「えさし藤原の郷」の入場者数には大きな影響は見られず、「種山高原交流施設」もコロナ禍前の水準を維持するなど、一定の値上げに対する利用者からの理解は得られるものと想定しております。
- ・コテージ、キャンプ場等を持つ類似の2施設については、種山高原交流施設を「整った設備でプレミアム感のある施設」、衣川ふるさと自然塾を「安価で気軽に利用できる施設」として特色を明確にした料金設定とすることで、利用者の満足度向上を図ります。

新料金適用日

令和9年4月1日

主な改定内容

①えさし藤原の郷

区分	現行料金	改定後料金	差額
個人（大人）	1,000円	1,200円	+200円
個人（高校生）	800円	1,000円	+200円
個人（小・中学生）	500円	600円	+100円
市民料金	（全区分）	据え置き	±0円

②種山高原交流施設

コテージ宿泊・2名利用の場合

	現行料金	改定後料金
料 金	12,000円 （基本料金10,000円+加算金1,000円×2）	15,000円 （1棟13,000円+加算金1,000円×2）

③衣川ふるさと自然塾

コテージ宿泊の場合

	現行料金	改定後料金
料 金	8,000円（1棟あたり）+1人500円加算	10,000円（1棟あたり） +（寝具代1人1,000円）

【参考資料】 使用料等の改定一覧表

① えさし藤原の郷

改定前

区分	利用料金
個人（大人）	1,000円
個人（高校生）	800円
個人（小・中学生）	500円
団体（大人）	800円
団体（高校生）	600円
団体（小・中学生）	400円



改定後

利用料金	差額
<u>1,200円</u>	200円
<u>1,000円</u>	200円
<u>600円</u>	100円
<u>1,000円</u>	200円
<u>800円</u>	200円
<u>500円</u>	100円

指定管理者設定料金（上表以外）

区分	利用料金
市民個人（大人）	500円
市民個人（高校生）	400円
市民個人（小・中学生）	250円
共通個人（大人）	1,100円
共通個人（高校生）	900円
共通個人（小・中学生）	600円
共通団体（大人）	900円
共通団体（高校生）	700円
共通団体（小・中学生）	500円



利用料金	差額
500円	なし
400円	なし
250円	なし
<u>1,300円</u>	200円
<u>1,100円</u>	200円
<u>700円</u>	100円
<u>1,100円</u>	200円
<u>900円</u>	200円
<u>600円</u>	100円

※「共通」とは、えさし郷土文化館の共通入場券

② 種山高原交流施設

改定前

区分	使用料	摘要
コテージ（宿泊）	10,000円	1棟1泊あたり
	1,000円	1人あたり
（日帰り）	6,000円	1棟あたり
カーサイト（宿泊）	3,000円	1区画1泊あたり
	1,500円	1区画あたり
テントサイト（宿泊）	1,000円	1泊あたり
（日帰り）	無料	
浴場	500円	1回あたり



改定後

使用料	摘要
<u>13,000円</u>	1棟1泊あたり
1,000円	1人あたり
<u>7,000円</u>	1棟あたり
<u>4,000円</u>	1区画1泊あたり
<u>2,000円</u>	1区画あたり
<u>500円</u>	<u>1人あたり</u>
<u>250円</u>	<u>1人あたり</u>
<u>700円</u>	1回あたり

※浴場の使用料は、薬草購入等の経費負担が大きくなってきた際に利用料金の見直しを行う

改定後における種山高原交流施設と衣川ふるさと自然塾の使用料の比較

区分	種山高原交流施設	ふるさと自然塾	差額	備考
コテージ（宿泊）	15,000円	10,000円	5,000円	1泊2人利用での比較 ふるさと自然塾で寝具利用の場合は+2,000円（1,000円×2人）
（日帰り）	7,000円	5,000円	2,000円	
カーサイト（宿泊）	4,000円	2,000円	2,000円	
（日帰り）	2,000円	1,000円	1,000円	
テントサイト（宿泊）	2,000円	1,000円	1,000円	1泊4人利用での比較
（日帰り）	1,000円	500円	500円	4人利用での比較

③ 衣川ふるさと自然塾

改定前

区分			使用料	摘要
コテージ※ 1	夜間使用	基本使用料	8,000円	1 棟あたり
		加算使用料	500円	1 人あたり
	昼間使用	基本使用料	4,000円	1 棟あたり
		加算使用料	200円	1 人あたり
ケビン※ 2		基本使用料	2,500円	1 棟 1 泊あたり
		加算使用料	200円	1 人あたり
バンガロー※ 2		基本使用料	2,500円	1 棟 1 泊あたり
		加算使用料	200円	1 人あたり
オートキャンプサイト※ 2		基本使用料	1,500円	1 サイト 1 泊あたり
		加算使用料	100円	1 人あたり
テントサイト※ 2		基本使用料	500円	1 サイト 1 泊あたり
		加算使用料	100円	1 人あたり
森林体験室※ 2			1,500円	1 室 1 回あたり
体験学習館※ 1		基本使用料	500円	1 回あたり
		加算使用料	100円	1 人あたり
自然体験ハウス※ 1	教室	500円	宿泊は 1 人200円加算	
	講堂	1,500円	宿泊は 1 人200円加算	
入村料※ 2			100円	デイキャンプの場合

※1 ふるさと自然塾 ※2 青少年旅行村

改定後

区分		使用料	摘要
コテージ	基本使用料	10,000円	1棟1泊あたり
ケビン	基本使用料	3,000円	1棟1泊あたり
オートキャンプサイト	基本使用料	2,000円	1区画1泊あたり
テントサイト	基本使用料	1,000円	1張1泊あたり
森林体験室		500円	1時間あたり
体験学習館		500円	1時間あたり
自然体験ハウス	教室	200円	1時間あたり
	講堂	500円	1時間あたり
入場料（上記施設を利用しない場合）		100円	1人あたり

備考 コテージ、ケビン、オートキャンプサイト及びテントサイトの日帰り利用の使用料は、それぞれ基本使用料の2分の1の額とする。

※利用人数による加算使用料は一律廃止とするが、コテージ及びケビンの利用の際、寝具を使用する場合は市長が別途定める料金（1人1,000円）を徴収する。

※バンガローは老朽化により使用不可のため、廃止とする。

※森林体験室、体験学習館、自然体験ハウスは、一律1時間あたりの使用料に改める。

※「衣川ふるさと自然塾」と「衣川青少年旅行村」は、同位置に並存し一体的に運営していることから、使用料改定と併せて所要の条例改正を行います。

【説明の趣旨】

奥州市地域医療検討会議の開催状況や今後の見通し、総合水沢病院の耐震補強の検討状況、新医療センター基本設計業務の契約解除に向けた協議状況について説明するものです。

1 奥州市地域医療検討会議の開催状況について

（１）目的

奥州市の持続可能な地域医療体制の構築を目指し、そのための役割分担や連携のあり方、進め方等を検討するため、奥州市長と地域の医療関係者とが対話する場として開催するもの。

（２）出席者（奥州市長を除く。）

- ・奥州医師会 会長
- ・県立胆沢病院 院長
- ・県立江刺病院 院長
- ・奥州病院 院長
- ・美希病院 院長
- ・総合水沢病院 院長
- ・まごころ病院 院長

【オブザーバー】

- ・奥州保健所長
- ・岩手県保健福祉部及び医療局職員

（３）概要

- ◆市長が座長となり、具体的なテーマに基づき意見交換しているもの。
- ◆意思決定機関や諮問機関ではなく、意見交換をもって、今後のあり方検討に役立てようとするもの。
- ◆会議は、2か月に3回程度、おおよそ6か月間を目途にシリーズ開催し、中間とりまとめと最終とりまとめを行う予定。

（４）日程

時 期	内 容
第1回（6月2日開催）	会議のテーマ、持ち方、進め方等について
第2回（6月21日開催）	将来の人口推計と医療需要の変化について
第3回（7月7日開催）	入院機能の役割分担と連携について
第4回（8月10日開催）	救急機能、在宅医療、外来機能等について
第5回（8月24日開催）	中間とりまとめ
第6～8回（9～10月）	（調整中）
第9回（11月中旬頃）	最終とりまとめ

(5) 第3回会議までの主な意見等

- ① **地域医療を守るため**には、急性期・救急に対応できる**基幹病院**（県立胆沢病院）を**死守**しなければならない。そのためには、地域の医療関係者**全体で連携・役割分担**していかなければならず、その中で、**市立、県立、民間がそれぞれ果たすべき役割を担う**ことが望ましい。
- ② **病院を建てる**こと、病院を**経営**していくこと、そして地方に**医師を呼ぶことが非常に困難な現状**を、**市は市民に説明すべき**。市民も市役所ももっと理解すべき。
- ③ 胆江圏域は、**病床数こそ適正化が図られているが、**ここ10年で**開業医の先生方が一気に引退し、厳しい状況になると推測**される。
- ④ **高齢化が進んで**通院することが困難な患者さんが増えると、**在宅医療のニーズは増える**と思われる。ただ、**開業医が在宅医療まで対応するのは現実的に難しく、公的医療機関が担うことが望ましい**のではないかと。
- ⑤ **公立病院には、**高次救急や災害医療、へき地医療、周産期小児医療、感染症対策等の**不採算医療を担っていただく責務がある**と考える。しかし、**だからと言って無条件に赤字が許されるわけではない**。不採算でもやむなしとされる医療サービスを今の市立病院がどの程度担っているのか、しっかり検証していただきたい。
- ⑥ **2次医療圏**の設定基準を「**20万人**」とする国の方針があるようだが、**岩手県はすごく広いので、**地域の特性・実情を十分に考慮し、**命の格差が少しでも少なくなるよう**に今後の議論が進むことを**期待**したい。
- ⑦ この圏域は、以前に公立病院の再編・統合が議論されていたが、コロナ禍を受けてこのままでいいのかとなった経緯があると認識している。とはいえ、**やはりこの圏域は、近くのエリアの中に病院が集まりすぎていて、それぞれの機能が類似している傾向**が見受けられる。
- ⑧ **高齢患者**は、回復期病床にいる間に介護保険の申請をしたりなど、介護福祉との連携を一生懸命にやらなければいけない。実は治療以外のところに結構な労力を使っている。そういうケースがこの数年間で増えている。回復期、慢性期といった機能区分というより、**医療から介護への橋渡しの役割を丁寧**に担っている。そのような**役割分担の医療機関も必要とされていく**のではないかと。



※ 会議資料や記録等は、こちらのQRコード（奥州市公式サイト）からご覧いただけます。

(6) 今後の進め方

- ◆ 第5回（8月24日開催）の会議終了後、「中間とりまとめ」を公表する予定。
- ◆ シリーズ後半（第6回～第9回）は、前半の課題分析などを踏まえ、市が実施すべき医療施策などについて、意見交換する予定。
- ◆ 検討会議がすべて終結した後は、その成果を「最終とりまとめ」として公表する予定。
- ◆ 市では、「最終とりまとめ」を参考として、「（仮称）奥州市地域医療グランドデザイン」を策定する予定。その骨子（案）は右の表のとおり。

※ 項目は、今後の検討会議の内容等を踏まえ、修正する場合があります。

骨子（案）

第1章 目指すべき地域医療の将来像

- 1 人口推計と医療需要の変化
- 2 市の現状と将来見通し
 - (1) 入院
 - (2) 救急
 - (3) 外来
 - (4) 在宅医療
 - (5) その他
- 3 目指すべき将来像
 - (1) 将来に向けた課題整理と分析
 - (2) 市の目指す方向性
 - (3) 将来像のイメージ

第2章 市立医療施設のあり方

- 1 市立医療施設の現状
- 2 将来のあり方

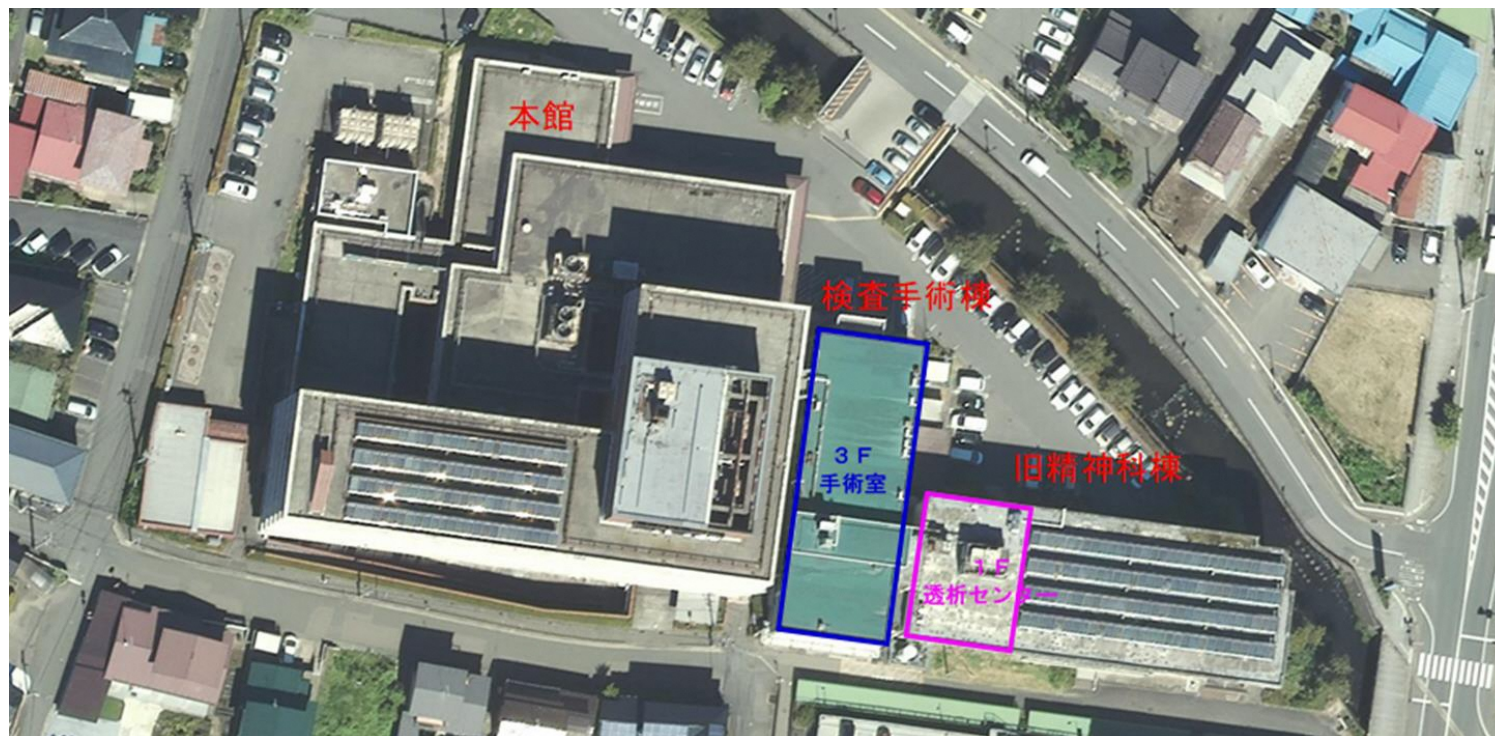
第3章 持続可能な体制づくりに向けて

- 1 市の施策等
- 2 新たな地域医療構想との整合性の確保
- 3 施策の実施工程

2 総合水沢病院の耐震補強の検討状況について

(1) 耐震補強調査（H24当時）の結果

場所	建物	調査結果	備考
西側	本館	2階及び5～7階の補強が必要。7階は取壊しも考慮。	
中央	検査手術棟	3階の補強又は再建築が必要。	3階：手術室、2階：検査室
東側	旧精神科棟	耐震診断できないほど強度が低下しており、補強は困難。	1階の一部を透析センターとして活用。



(2) 耐震補強の基本的考え方

- ① 耐震補強のみを実施し、多額で工期のかかる大規模改修は行わない。
- ② 補強は耐震基準を満たすものとする（中途半端な工事は行わない）。
- ③ 事業費や工期、患者への影響等をみて最も有利な工法を選択する。

(3) 耐震補強工事の方向性

上記の基本的考え方に基づき、現時点では、次のように補強工事を行う予定。

- ① 本館については、耐震補強（ブレースの設置や耐力壁の設置）の工事を行う。
- ② 検査手術棟についても、耐震補強工事を行う。（手術室の移設は困難）
- ③ 旧精神科棟は、補強工事が困難であるため、内部にある透析センターを本館内に移設したうえで、建物を取り壊す。
- ④ 上記工事は、基本的に患者の入院や外来診療等を継続しながら進める。ただし、手術室など、工事中の使用が難しい場合は、その間の代替案を検討する。

(4) 今後の進め方

- ① 上記の方向で耐震補強を進めるに当たり、専門的・技術的見地での確認・助言をいただくため、設計事業者に調査業務を発注したく、現在、その準備を進めている段階。
- ② 準備が整い次第、予算措置を行い、速やかに調査を進める予定。

(1) 概要

新医療センターの基本設計業務を令和8年2月末に発注していたが、市が同施設の整備計画を凍結したことから、同業務の契約を解除する方向で相手方と協議を進めていたもの。

なお、市側からの任意解除であり、相手方への損害賠償義務が生じることから、相手方との協議は、主に損害賠償の金額に関するものであること。

- 契約相手方：(株)佐藤総合計画 東北オフィス（所在地：宮城県仙台市）
- 契約期間：令和8年2月27日～令和9年3月1日
- 契約金額：134,288 千円

(2) これまでの協議状況

- ① 相手方からは、損害賠償の請求予定額の書類を受領済み。
- ② その金額の妥当性等について、内部での検討を済ませ、現在は、顧問弁護士に相談中。

(3) 今後の進め方

- ① 顧問弁護士からは、次のような助言をいただいている。
 - ・ 損害額の算定ルールは判例でも統一されておらず、交渉により変わり得る。
 - ・ 市の公金で損害賠償をする以上、その額には客観的妥当性が求められるだろう。
 - ・ 以上のような高度な交渉は、代理人（弁護士）に任せた方が良いのではないか。
- ② 今後、その方向で顧問弁護士事務所の弁護士に委任する予定。
- ③ 相手方との協議が整い、賠償金の額に合意した際は、速やかに議会にお諮りする予定。

奥州市犯罪被害者等支援条例及び見舞金支給要綱について

資料 1

条例及び見舞金要綱制定の背景

国では、犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の権利利益の保護を図る目的で、平成16年に犯罪被害者等基本法を制定しました。第5条では、地方公共団体は「基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」としています。

岩手県では、令和6年に条例が制定され、奥州市においても、支援の一層の充実と持続的な体制構築を図るため、条例と見舞金制度を制定するものです。

【条例の構成】

条	項 目
第1条～3条	目的、定義、基本理念
第4条～5条	市の責務、市民等及び事業者の役割
第6条	相談及び情報の提供等
第7条	経済的負担の軽減 ※見舞金支給要綱を別に定める
第8条～13条	心身に受けた影響からの回復支援、安全の確保、居住の安定、雇用の安定、学校等における支援、民間支援団体に対する支援
第14条～15条	市民等及び事業者の理解の増進、人材の育成等
第16条～17条	支援の制限、委任

令和8年8月17日全員協議会資料 市民環境部生活環境課

奥州市犯罪被害者等見舞金支給要綱の概要

犯罪被害者等が犯罪により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。

【見舞金の種類・金額・支給対象等】

見舞金の種類	金 額	対 象 者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方の御遺族（第1順位の方1人）
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方

【支給要件】

※当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有するもの又はそれに準ずる者。

※原則被害届が受理されている者。

※犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に3親等内の親族関係があったときには支給しない。

※犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときは支給しない。

※犯罪被害者及び第1順位の遺族が暴力団関係者であったときは支給しない。

等を予定しています。

今後のスケジュール

令和8年10月 パブリックコメント

令和8年12月 議会 条例制定

令和9年4月 条例、見舞金要綱施行

1 下水道使用料改定の背景

下水道の使用は接続者に限られるため、原則、その使用者が負担する下水道使用料で経費を賄う「独立採算制」により運営している。これまで、市全域での下水道使用料の統一、集合処理分の使用料を公共下水道使用料への統一を行ってきたが、今般、下水道事業の経営改善のため、経営戦略に基づき合併後初となる下水道使用料改定を検討するに至ったものである。

2 運営審議会への諮問内容

下水道使用料改定に当たり、市上下水道事業運営審議会（以下「運営審議会」という。）に諮問した内容は次のとおりである。

【1】下水道事業の課題

①経費回収率の低下

経費回収率は、下水道使用料で維持管理費等の污水处理費をどの程度賄えているかを表した指標。何も対策しない場合は、R6の87.5%から10年後には66.0%に低下する。

経費回収率低下の要因は主に2つ

- ・人口減少、節水機器の普及等による下水道使用料の減少
- ・県流域下水道維持管理負担金の大幅増額改定等污水处理費の増加
※R6 4.8億円 → R7 6.1億円へ**1.3億円の増**

②繰入金の増加

下水道使用料収入や基準内繰入金のみでは経営が成り立たず、不足分を基準外繰入金で賄っている状況である。

【2】課題解決のための対策

課題を解決するため、R6に経営戦略を改定し経営目標を定めた。（経営戦略の計画期間：R7～R16）

経営改善のための3つの経営目標

経費回収率の維持

経営戦略改定時の水準
85%の維持

繰入金の縮減

計画期間10年間合計で
244.5億円以内に

企業債残高の縮減

R16末の企業債残高を
183億円以内に

【3】具体的な取り組み

経営目標を達成するために基本方針を経営戦略で定めた。

- ・集合処理から個別浄化槽活用への切り替え
→**経費の縮減**
- ・水洗化支援策の創設
→**水洗化率の向上**を促し、経費回収率の向上を見込む

経費縮減に努め、水洗化率の向上を図っても、経営目標を達成できないため



下水道使用料の改定

R9に平均**30%**

R13に平均**15.4%**の改定を見込んでいる

【4】下水道使用料改定における基本的な考え方

①経営目標の達成

- ・**経費回収率** 経営戦略改定時の水準（**85%**）を維持する。
- ・**繰入金** R9からR12までの繰入金を経営戦略の範囲内（**104.25億円**）とする。

②現在同一となっているコンプラ使用料も今回併せて改定する。

③個別処理で別料金体系となっている**浄化槽使用料は今回は改定しない**（R13の次期改定に向け検討を継続）。

【5】必要な改定率のシミュレーション

経営戦略改定後に必要となった経費とR7決算を反映し、改めてシミュレーションを行った。

- ・経費回収率 **60%**の改定により経営目標を達成
- ・繰入金 **34%**の改定により経営目標を達成

2つの経営目標を達成するには60%の改定が必要だが、使用者に急激な負担増を強いることになるため、**今回の料金改定は平均で30%とした。**

【6】料金体系案

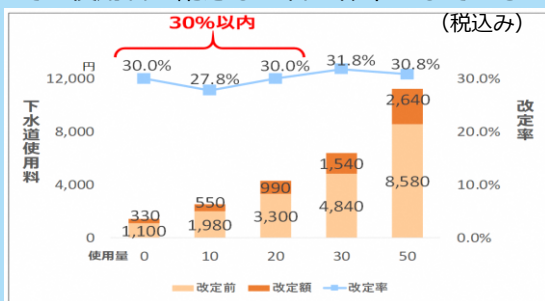
次の3パターンにより検討し、パターン③を料金体系案とし運営審議会へ提案している。

- パターン① 基本料金を50%改定し、安定的に収入を確保できる案
- パターン② 基本料金を36%改定し、少量使用者にも一定程度配慮した案
- パターン③ 基本料金を30%改定し、少量使用者の改定率を30%以内とした案

料金体系案：パターン③ 20m³までの使用の改定率30%以内

※使用者の76%を占める20m³までの使用者へ配慮した料金体系としている。

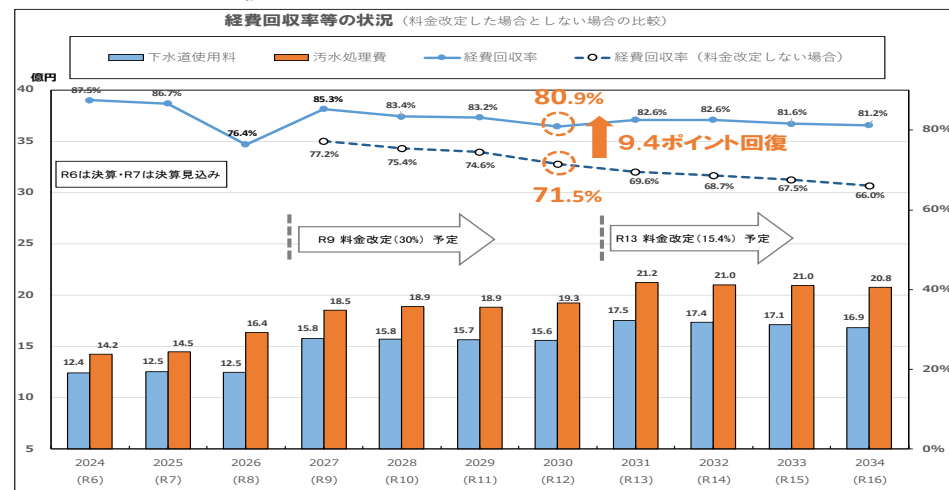
使用水量 (m ³)	現行 料金	改定 料金(案)	差額	改定率
0 (基本料金)	1,100	1,430	330	30.0%
10	1,980	2,530	550	27.8%
20	3,300	4,290	990	30.0%
30	4,840	6,380	1,540	31.8%
50	8,580	11,220	2,640	30.8%



【7】下水道使用料を改定した場合の効果

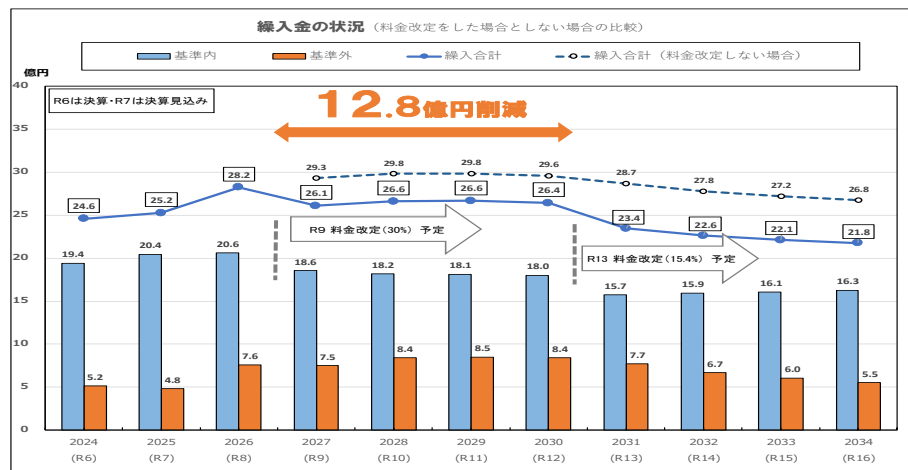
①経費回収率

経費回収率は、改定をしない場合と比較し、R12年度時点で9.4ポイント回復する。



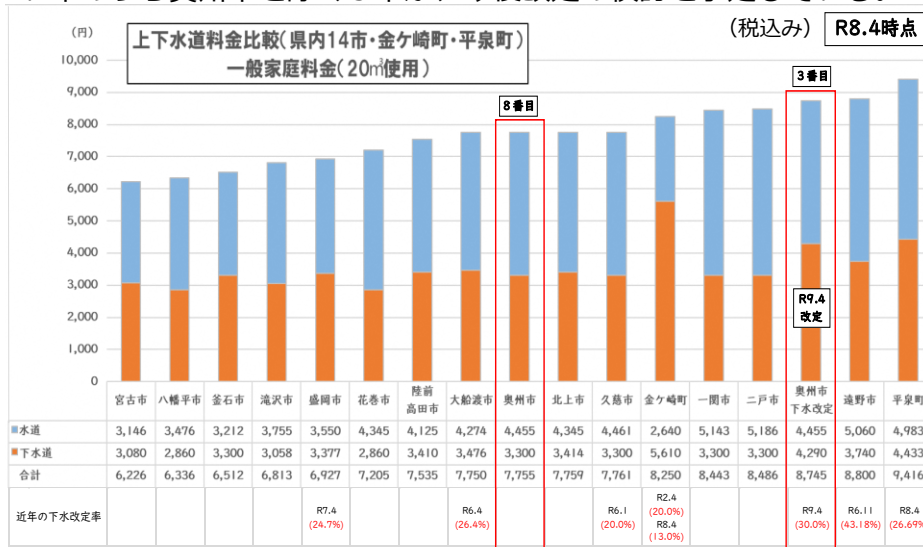
②繰入金

繰入金は、改定をしない場合と比較し、R9年度からR12年度までの合計で12.8億円削減できる。



【8】上下水道料金の他市町との比較

20m³使用の場合の上下水道料金の県内14市、金ヶ崎町及び平泉町との比較である。現行料金は、高い方から8番目の料金だったが、改定すると高い方から3番目の料金となる。なお、改定をしていない市のうち奥州市を除く5市が、今後改定の検討を予定している。



3 運営審議会からの意見、質問

運営審議会では、次のような意見・質問が出ている。

意見：審議会委員は、下水道事業の経営が危険な状況だと充分理解しているが、市民は意識していない。理解が得られるよう丁寧な広報をしてほしい。

回答：どの世代にも情報が届くよう、市民説明会の開催のほか、「おうしゅうの水」の発行、ホーム・ページ・SNSへの掲載を行います。

質問：市街地、農村地などそれぞれの状況に合わせ説明をしてほしい。

回答：それぞれの住んでいる地域による違いは次のとおりです。なお、住んでいる地域によってどの汚水処理になるかが決まるため、選ぶことはできません。

	公共下水道 (市街地)	農業集落排水 (農村地域)	市営浄化槽※	個人設置浄化槽※
対象エリア	公共下水道の エリア	農業集落排水 のエリア	公共下水道や 農業集落排水等 以外のエリア	公共下水道の計画内で 未整備の地域
整備と管理	市が行う			個人が行う
使用者の 整備費用の 負担	土地面積200㎡の場合 76,000円 (敷地面積、地域で変動します)		5人槽の場合 103,800円	5人槽の場合 624,000円 (補助の上乗せを 検討しています)
使用者の 管理費用の 負担 (1か月の使用が 20㎡の場合)	使用料の支払い 【現行】39,600円/年 (料金改定した場合 51,480円/年)		使用料の支払い 60,276円/年	約6～8万円/年 (浄化槽の規模によります)

※市営浄化槽も個人設置浄化槽も世帯に1つ設置する浄化槽です。

意見：令和6（2024）年度改定された経営戦略に基づく使用料改定であり妥当と考える。あらゆる面で経費が上昇しているなか、よく検討された使用料改定と理解した。今後とも経費の縮減を図り、一定の繰出金を確保し、適切な使用料の維持に努めていただきたい。

回答：適切な使用料の維持に努めます。

意見：改定に異存はないが、改定率が大きい。30%の改定が妥当だという試算の結果はあるが、段階を踏んだ方が良いのではないかな。

4 市民説明会等

市民への周知として、5 地域で市民説明会の開催を予定している。なお、勤務者の参加しやすさを考慮し、開催日は土日および夜間に設定している。また、説明会に来られない市民の声を聴くため、同時にメール等で意見及び質問を募る方針としている。両者とも、8月27日（木）発行の「おうしゅうの水」（部広報誌）で告知する予定である。

【1】市民説明会の日程及び会場

衣川 9/12 ^土 10:00～11:30 衣川総合支所 保健福祉センター 多目的ホール	前沢 9/12 ^土 15:00～16:30 前沢総合支所 4階401大会議室	水沢 9/13 ^日 10:00～11:30 奥州市役所本庁 3階講堂	胆沢 9/14 ^月 19:00～20:30 胆沢総合支所 3階大会議室	江刺 9/15 ^火 19:00～20:30 江刺総合支所 多目的ホール
---	--	--	---	---

【2】意見及び質問の募集

- ・募集形式：広報誌にメールアドレス、電話番号、WEB回答フォームのQRコードを掲載し募集
- ・受付期間：8月27日（木）～9月17日（木）

5 今後のスケジュール

R 8. 8月	・部広報誌発行	11月	・庁議決定 ・全協説明（2回目） ・条例改正案提出
9月	・市民説明会 （5地域全5回） ・第3回運営審議会		
10月	・運営審議会より答申	R 9. 3月	・部広報誌発行
		4月	・改正条例施行

奥州市上下水道事業の概要

第 1 章 水道事業

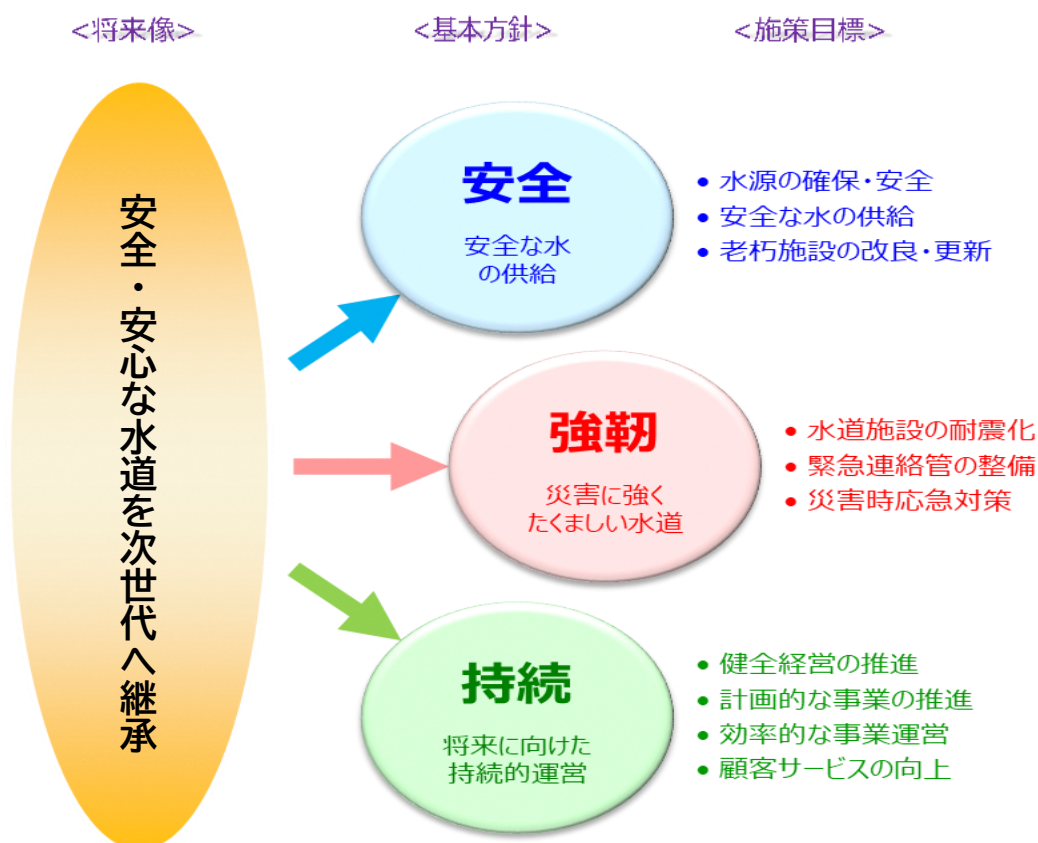
1 水道事業の概要

本市の水道事業は、平成18年2月20日の市町村合併を機にスタートしました。合併当初は、旧市町村の水道事業をそのまま引き継ぎ、各々の事業を継続していましたが、平成20年には各事業を統合し、一日最大給水量56,564m³、給水人口123,681人の計画で厚生労働大臣から「奥州市水道事業」変更認可を受け、事業を行っています。

令和7年度には、奥州市水道事業ビジョンの計画期間の後半期を迎えたことから、本ビジョンの進捗状況、今後の人口減少に伴う社会・経済情勢、自然環境など、本市水道事業を取り巻く状況を見据えた総合的な見直しを実施し、「奥州市水道事業ビジョン（改定版）」を策定しました。

また、たんこう浄水場の整備規模についても、水需要の動向を見極めながら4期に分割し43,500m³/日の整備とする計画でありましたが、3期工事の30,000m³/日の整備をもって完了することで決定しました。現在は、奥州金ケ崎行政事務組合及び金ケ崎町の3者による「胆江広域水道用水供給事業推進検討委員会」において、今後の広域化について検討しています。

水道事業の基本理念及び基本方針



※ 下記資料は、令和6年度末実績値

2 広域受水の状況

(1) 受水施設数 7施設 【P5 図-1 参照】

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域
受水池	見分森	万松寺 江刺フロンティアパーク	日除松 小林	若柳（衣川地域へ分水） 兔口

(2) 受水計画 14,600 m³/日（最大）

(3) 令和6年度受水量 9,776 m³/日（3,568,112 m³/年）

(4) 受水区域の拡大 見分森配水池整備（令和10年度完成予定）

令和7年8月に前沢自己水源から小林受水エリアに一部切替え

3 事業概況

年度	R06	R05	対前年比
給水戸数(戸)	46,696	46,291	0.87 %
総配水量(m ³)	12,449,377	12,804,943	▲ 2.78 %
有収水量(m ³)	10,290,418	10,480,895	▲ 1.82 %
有収率(%)	82.7%	81.9%	0.80 ポイント

注) 給水戸数は年度末の戸数

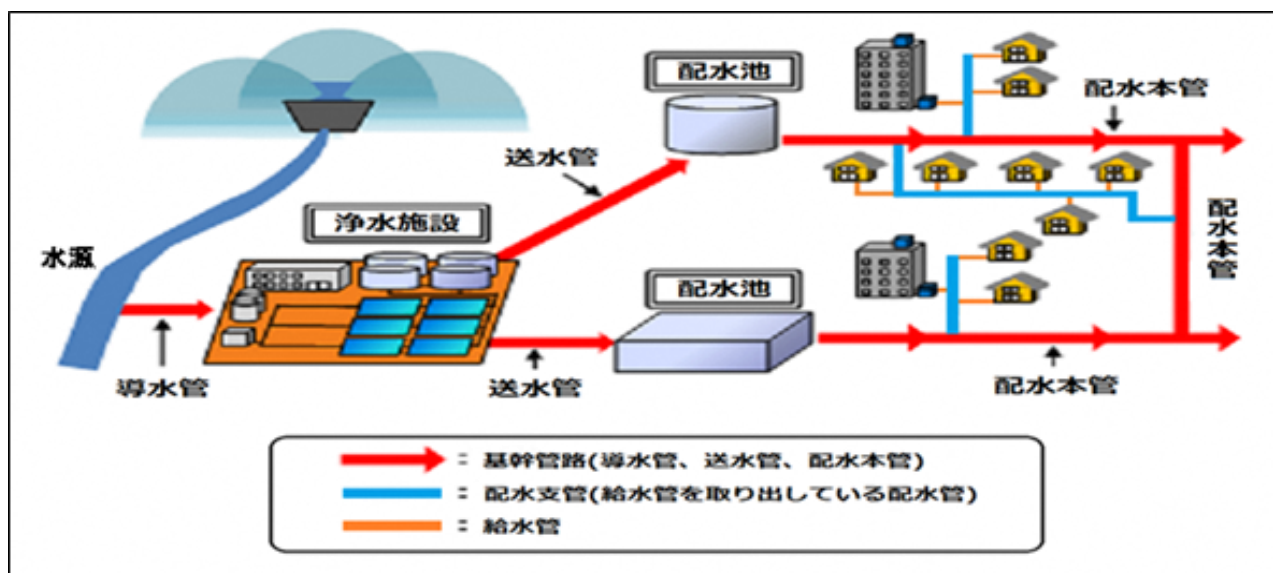
4 各施設数（取水施設、浄水場、ポンプ場、配水池等）

水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	奥州市
25 箇所	84 箇所	21 箇所	9 箇所	18 箇所	157 箇所

5 施設概要

水源（箇所）	導水管（k m）	浄水場（箇所）	送水管（k m）	配水池（箇所）	配水管（k m）
21	43	16	58	61	1,678
管路総延長					1,780 k m

< 上水道のしくみ ◆ 水ができるまで >



6 建設関連概要

事業名	事業概要
【創設事業（施設整備事業含む）】 令和7年度繰越予算 333,500千円 令和8年度当初予算 124,700千円	胆江広域水道用水供給事業からの受水に対応する施設の整備と将来の水需要に対応した施設再編事業。 【令和8年度事業】 ・見分森配水池築造工事（債務負担 R6～R8） V＝2,100m³ 1池
【管路更新事業】 令和7年度繰越予算 114,075千円 令和8年度当初予算 777,550千円	耐用年数を超過し漏水が多発する路線等を、優先順位を付けて計画的に更新する事業。 【導・送・配水管の状況】 ・管路総延長 ： 1,779.6 km ・法定耐用年数超過管路延長 ： 407.2 km ・法定耐用年数超過管路率 ： 22.9%（R5末全国平均 25.3%） ・R6更新延長 ： 12.9 km（水压適正化等含む） ・管路更新率 ： 0.72%（R5末全国平均 0.61%） ・漏水修繕等の状況 ： 配水管 115件、給水管 397件 【令和8年度事業】 ・老朽管更新事業 L=4.0 km ・管路強靱化事業 L=0.7 km ・他事業による布設替事業 L=1.5 km ・国道4号ほか配水管布設替実施設計図書作成業務 L=1.2 km 老朽管更新は R3 より江刺地域を重点に事業実施
【水道施設耐震化事業】 令和7年度繰越予算 159,990千円 令和8年度当初予算 57,010千円	耐震化基準を満たさない配水池等の施設及び災害時に重要拠点となる救急医療施設、指定避難所等までの基幹管路の耐震化を図る事業。 【施設：配水池 浄水場】 ・浄水場耐震化率：37.0%（R6末全国平均 46.7%） ・配水池耐震化率：91.5%（R6末全国平均 65.9%） 【管路：導・送・配水管】 ・基幹管路耐震化率 ： 30.7%（R6末全国平均 29.8%） ・基幹管路耐震適合率 ： 37.3%（R6末全国平均 44.6%） 【令和8年度事業】 ・管路耐震化事業（桜屋敷系・お物見系） L=0.7 km ・配水池耐震診断業務（上立沢2池）
【水压適正化事業】 令和8年度当初予算 120,100千円	適正な水压で水道水を安定的に供給するため、高水压対策として減圧弁の設置、低圧対策として管径の増や増圧ポンプの設置を行う事業。 【令和8年度事業】 ・古歌葉配水池系減圧槽流入・流出管設置工事 L=0.1 km ・工業団地配水池系送配水管布設工事 L=0.7 km ・大谷地配水池系配水管布設替実施設計図書作成業務 1式

奥州市水道事業 配水エリア

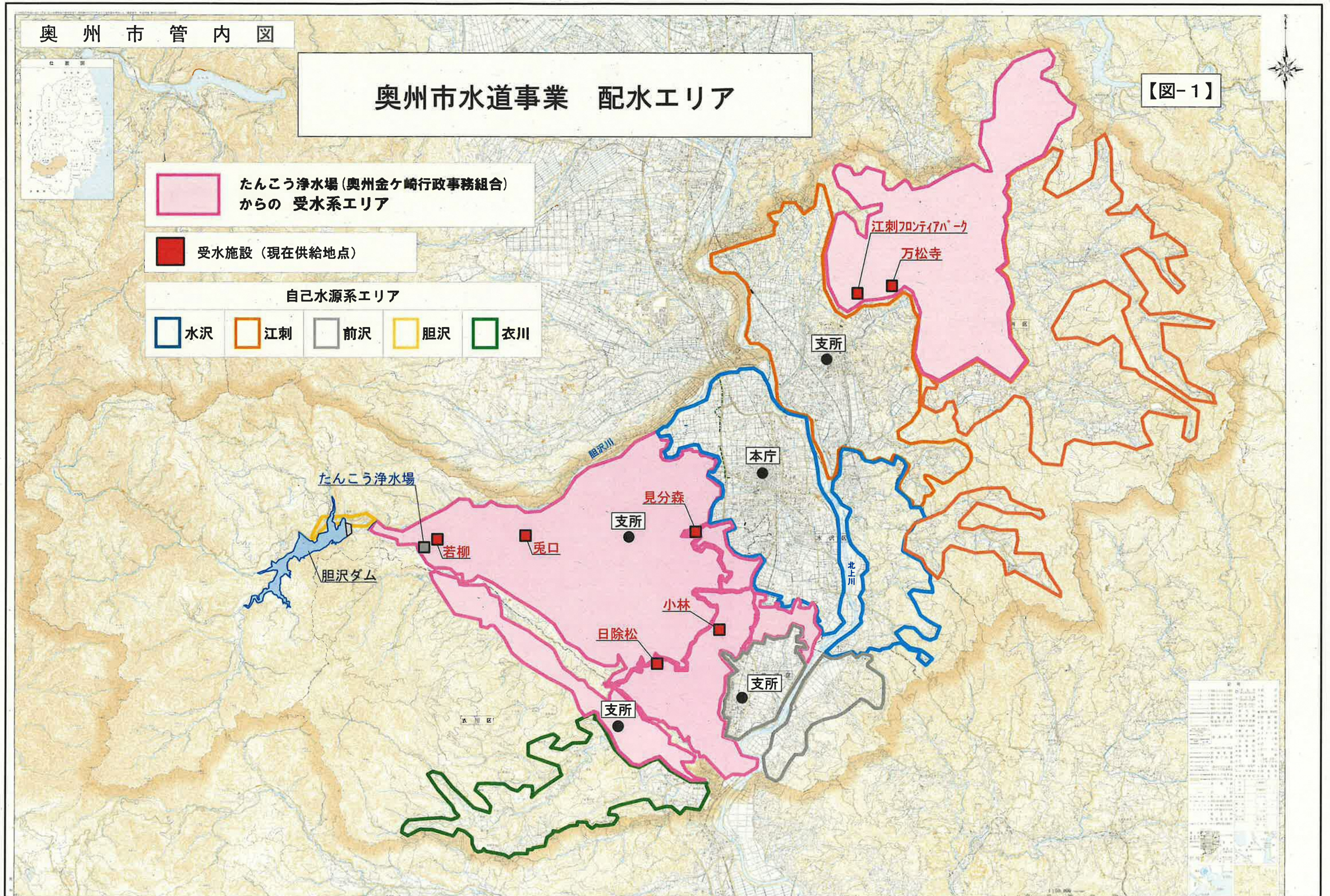
【図-1】

たんこう浄水場(奥州金ヶ崎行政事務組合)
からの 受水系エリア

受水施設(現在供給地点)

自己水源系エリア

水沢 江刺 前沢 胆沢 衣川



第2章 下水道事業

1 下水道事業の概要

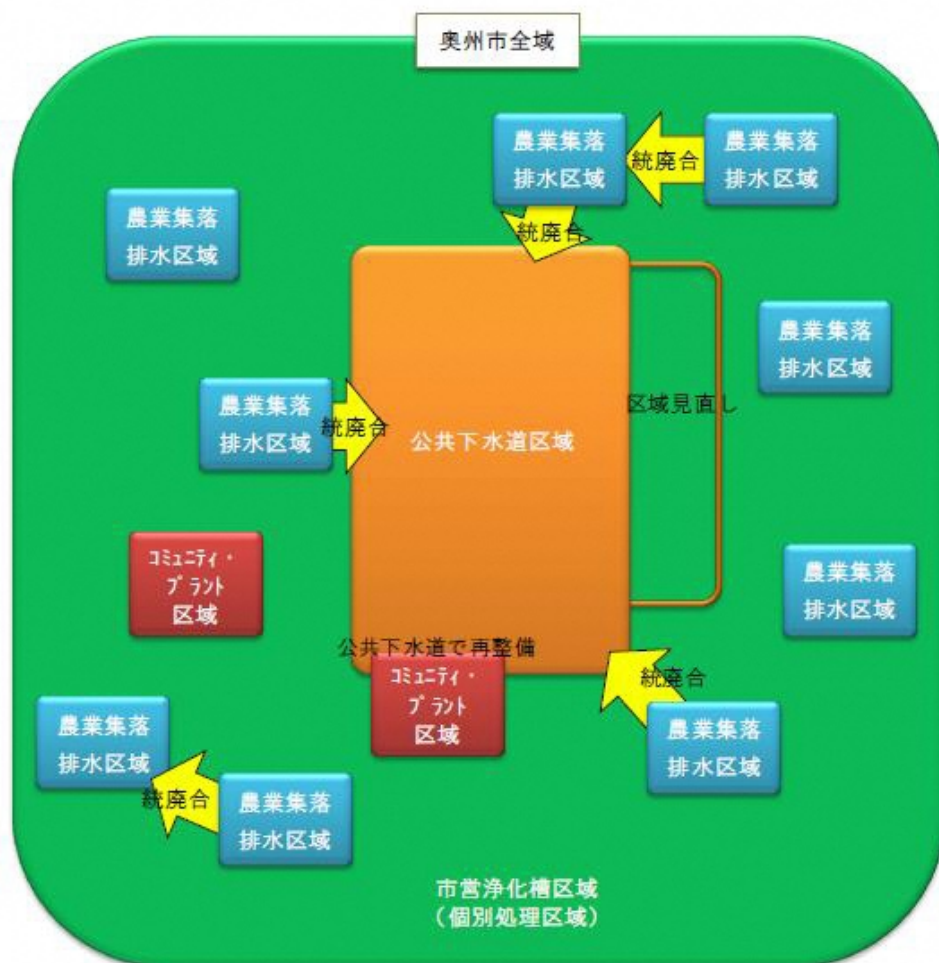
都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて水路や河川の水質保全に資するため、下水道の普及促進を行っております。

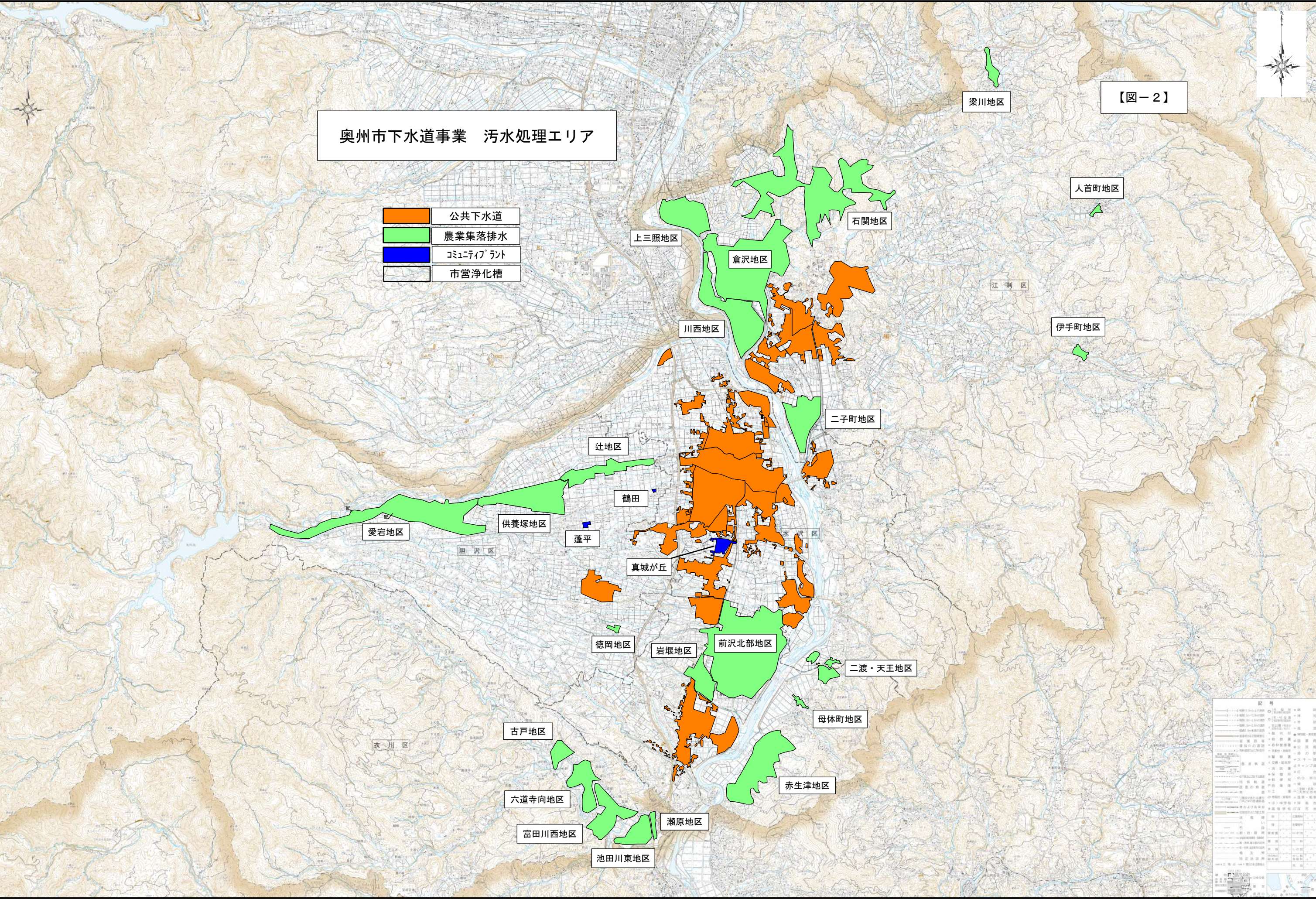
当市の汚水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント事業、浄化槽事業で実施しており、市全体での令和6年度末の汚水処理人口普及率は85.0%で県内12位、（県平均85.9%、全国平均93.7%）となっております。

現在、国の要請により令和14年度末までに汚水処理人口普及率95%を目標に掲げております。公共下水道の整備予定区域については、経済性比較や地域の実情に応じて区域の見直しを行います。

また、これまで整備した施設の老朽化が進み、今後、更新費用の増大が見込まれることから、農業集落排水処理施設の統廃合を進め、30施設の処理場を12施設に縮減する取り組みを行っています。

集合・個別処理区域の整備方針の概念図





奥州市下水道事業 汚水処理エリア

【図－2】

- 公共下水道
- 農業集落排水
- コミュニティプラント
- 市営浄化槽

2 事業概況

	① 下水道事業（公共+特環）			② 農業集落排水事業		
年度	R6	R5	対前年比	R6	R5	対前年比
普及人口	58,789	56,869	+3.38%	12,422	14,203	-12.54%
普及率(%)	54.8	52.2	+2.6ポイント	11.6	13.0	-1.4ポイント
水洗化率(%)	82.6	81.9	+0.7ポイント	94.3	94.2	+0.1ポイント
使用者件数	24,783	23,741	+4.39%	4,412	4,959	-11.03%
有収水量(m ³)	5,121,685	4,998,175	+2.47%	1,045,165	1,182,138	-11.59%

	③ 市営浄化槽事業			浄化槽（個人+市営）		
年度	R6	R5	対前年比	R6	R5	対前年比
普及人口	10,010	10,104	-0.93%	18,831	19,154	-1.69%
普及率(%)	9.4	9.3	+0.1ポイント	17.6	17.6	±0ポイント
水洗化率(%)	100.0	100.0	±0ポイント	100.0	100.0	±0ポイント
使用者件数	3,114	3,066	+1.57%			
有収水量(m ³)	747,261	741,722	+0.75%			

	④ 汚水処理施設事業(コプラ)			全事業の合計（①+②+③+④）		
年度	R6	R5	対前年比	R6	R5	対前年比
普及人口	1,081	1,076	+0.5%	82,302	82,252	+0.06%
普及率(%)	1.0	1.0	±0ポイント	76.8	75.5	+1.3ポイント
水洗化率(%)	100.0	100.0	±0ポイント	66.6	65.3	+1.3ポイント
使用者件数	493	495	-0.40%	32,802	32,261	+1.68%
有収水量(m ³)	88,774	87,857	+1.04%	7,002,885	7,009,892	-0.10%

	奥州市の合計		
年度	R6	R5	対前年比
行政区域内人口	107,170	108,936	-1.62%
普及人口	91,123	91,302	-0.20%
普及率(%)	85.0	83.8	+1.2ポイント
水洗化率(%)	74.8	73.6	+1.2ポイント

※普及率、水洗化率は、行政区域内人口に対する割合

3 施設概要（令和6年度末）

下水道（公共+特環）

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	奥州市
処理場	(流域)	(流域)	単独 1	(流域)		1
管路延長	293km	128km	68km	21km		510km
中継ポンプ	53箇所	30箇所	14箇所	8箇所		105箇所

農業集落排水

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	奥州市
処理場	1 箇所	7 箇所	4 箇所	5 箇所	4 箇所	21箇所
中継ポンプ	2 箇所	75箇所	56箇所	4 箇所	20箇所	157箇所
真空ステーション		1 箇所		4 箇所		5 箇所
真空弁ユニット		137箇所		800箇所		937箇所
管路延長	3 km	113km	78km	70km	34km	298km

市営浄化槽

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	奥州市
管理基数	675基	1,020基	183基	1,105基	187基	3,170基

汚水処理施設(コミュニティプラント)

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	奥州市
処理場	1 箇所			2 箇所		3 箇所
管路延長	7 km			1 km		8 km

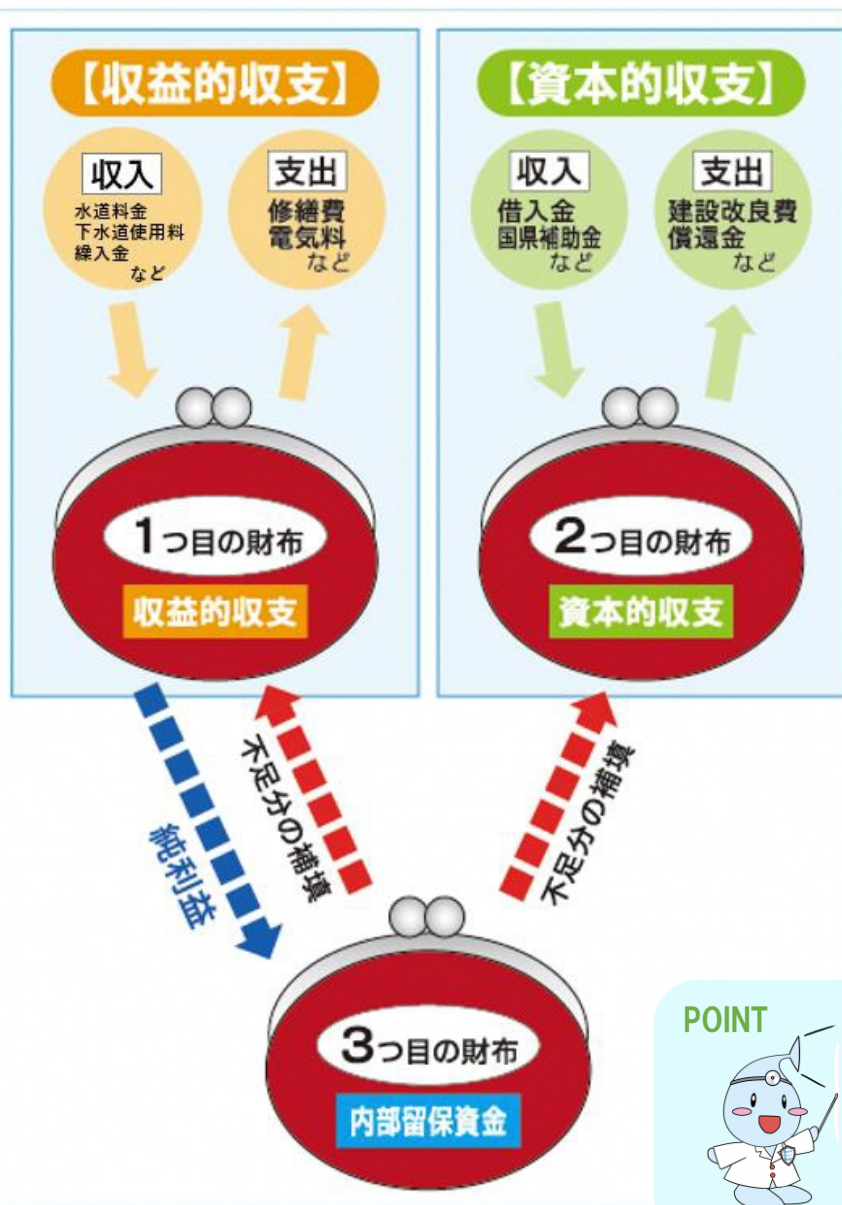
都市下水路

	水沢地域	江刺地域	前沢地域	胆沢地域	衣川地域	奥州市
路線数	1	3				4
延長	4 km	6 km				10km

4 建設関連概要

事業名	主な事業概要
【公共下水道事業】 令和7年度繰越予算 28,972千円 令和8年度当初予算 1,559,228千円	公共下水道施設の整備のために、管渠築造工事、マンホールポンプ設置工事、公共樹設置工事、長寿命化対策工事、耐震化工事を実施していく。 【令和8年度事業】 管路整備：南部第一処理分区（桜屋敷西）、南部第二処理分区（福原）、北部第二処理分区（名残・聖天）、真城が丘処理分区（真城が丘団地）ほか（全体整備延長約7.7km） 長寿命化対策：前沢下水浄化センター長寿命化対策工事、胆江処理区マンホールポンプ場長寿命化対策工事 耐震化：前沢下水浄化センター耐震診断業務
【農業集落排水事業】 令和8年度当初予算 63,954千円	新規地区の整備予定はなく、施設の統廃合（最終的に30処理施設のうち16施設を公共下水道に接続、2施設を統合）を実施していく。令和6年度末で21施設となっている。 また、機能強化事業（機械電気設備の更新事業）を実施していく。 【令和8年度事業】 機能強化事業：富田川西地区、二渡天王地区、古戸地区処理施設の電気機械設備更新
【市営浄化槽事業】 令和8年度当初予算 61,371千円	公共下水道、農業集落排水等の区域以外における生活環境の保全を目的に市営浄化槽を整備する。 【令和8年度事業】 設置予定基数 60基
【汚水処理施設事業】	新規地区の整備予定はなく、下水道事業により真城が丘団地を下水道に接続する。

第3章 水道事業会計・下水道事業会計のしくみ



水道事業会計と下水道事業会計には3つの財布があります。

1つ目の財布【収益的収支】

1年間に水を作る（汚水をきれいにする）のにいくらかかり、その水を売って（汚水を受け入れて）いくら収入があったかによって、いくらもうかったか（純利益）、いくら損したか（純損失）を知るための財布です。

2つ目の財布【資本的収支】

老朽化した上下水道施設や管路の更新、新たに施設を建設するための財布です。

3つ目の財布【内部留保資金】

この2つの財布の黒字や赤字を調整するために、3つ目の財布（内部留保資金）が必要になります。3つ目の財布には、1つ目の財布のもうけなどが入っており、1つ目と2つ目の財布に不足が生じると、ここから補てんします。

POINT



1つ目の財布からもうけが出ること、3つ目の財布にある程度蓄えがあることが、安定した水道事業・下水道事業経営の条件になります。

水道事業の収支の概要（家計簿に例えた場合）

●令和6年度決算

収入

（金額は税込）

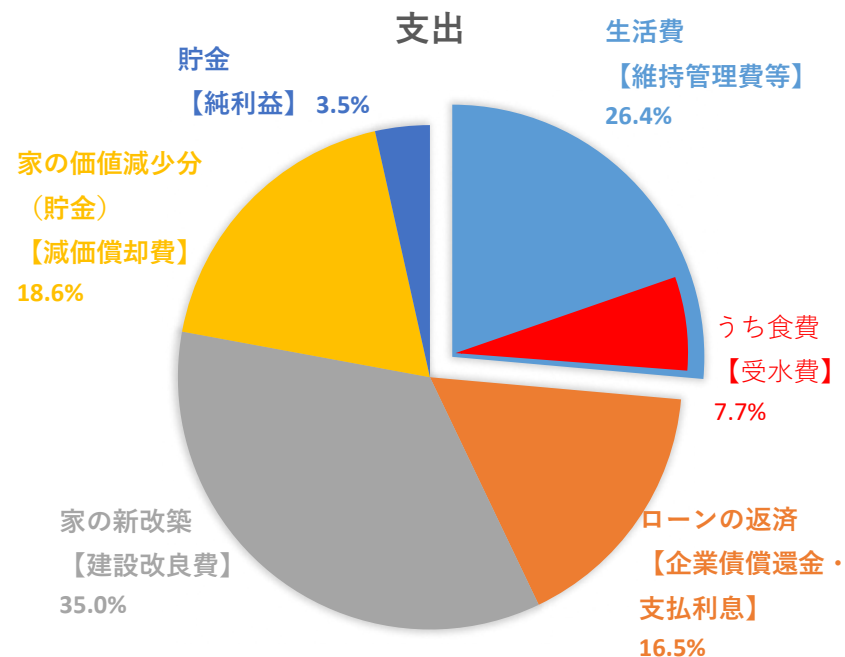
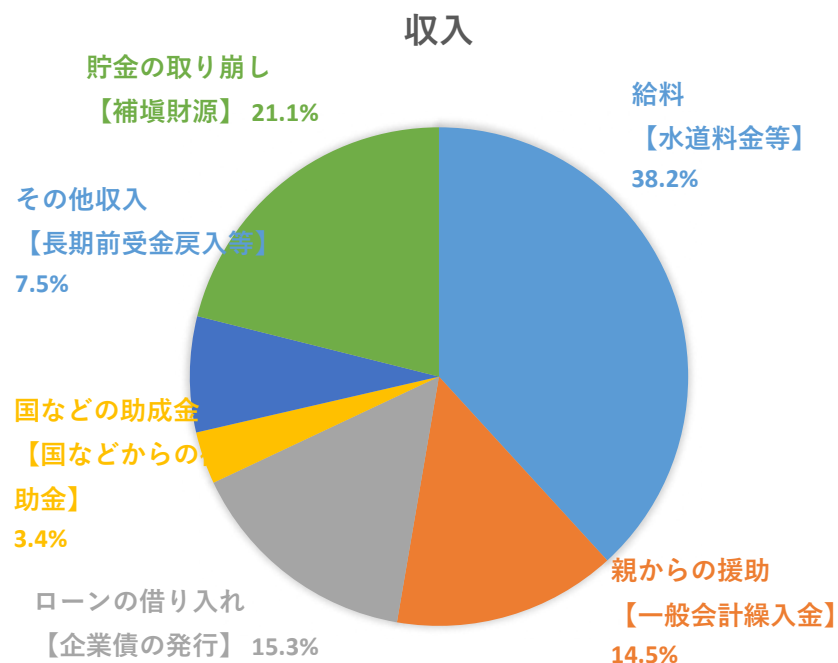
内容	金額(千円)	比率	家計簿に例えると(収入400万円/年)
水道料金等	2,691,211	38.2%	給料 152.8万円
一般会計繰入金	1,025,751	14.5%	親からの援助 58.万円
企業債の発行	1,075,600	15.3%	ローンの借り入れ 61.2万円
国などからの補助金	242,452	3.4%	国などの助成金 13.6万円
長期前受金戻入等	525,367	7.5%	その他収入 30.万円
補填財源	1,491,164	21.1%	貯金の取り崩し 84.4万円
合計	7,051,545	100.0%	400.0万円

※非現金を含めた予算総額を示したものです。

支出

（金額は税込）

内容	金額(千円)	比率	家計簿に例えると(収入400万円/年)
維持管理費等	1,859,335	26.4%	生活費 105.60万円
うち受水費（奥州金ヶ崎行政事務組合へ）	540,724	7.7%	うち食費 30.8万円
企業債償還金・支払利息	1,166,559	16.5%	ローンの返済 66.万円
建設改良費	2,469,610	35.0%	家の新改築 140.万円
減価償却費	1,308,709	18.6%	家の価値減少分(貯金) 74.4万円
純利益	247,332	3.5%	貯金 14.0万円
合計	7,051,545	100.0%	400.0万円



下水道事業の収支の概要（家計簿に例えた場合）

●令和6年度決算

収入

（金額は税込）

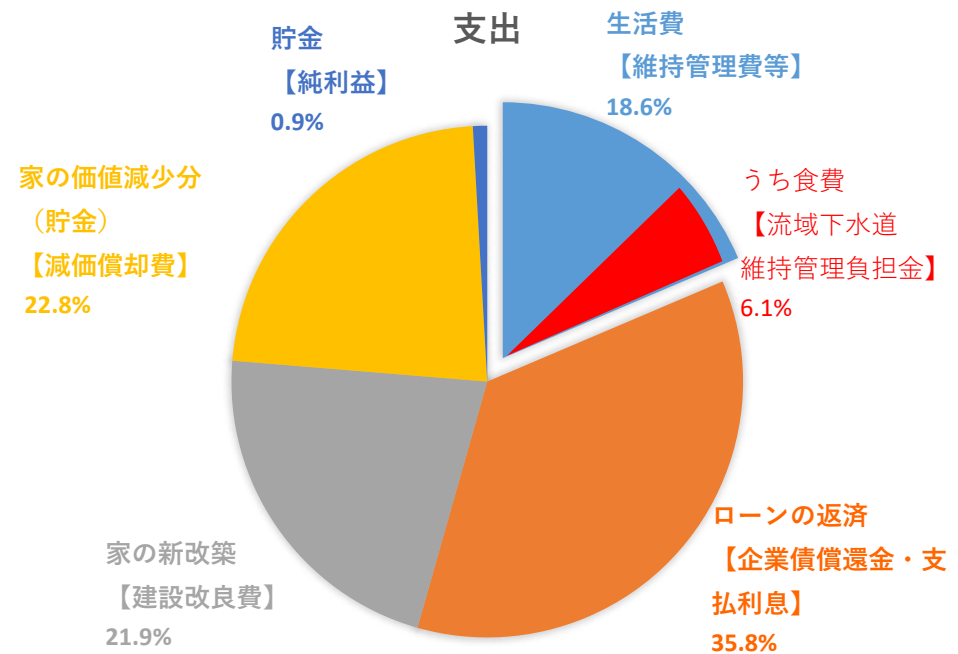
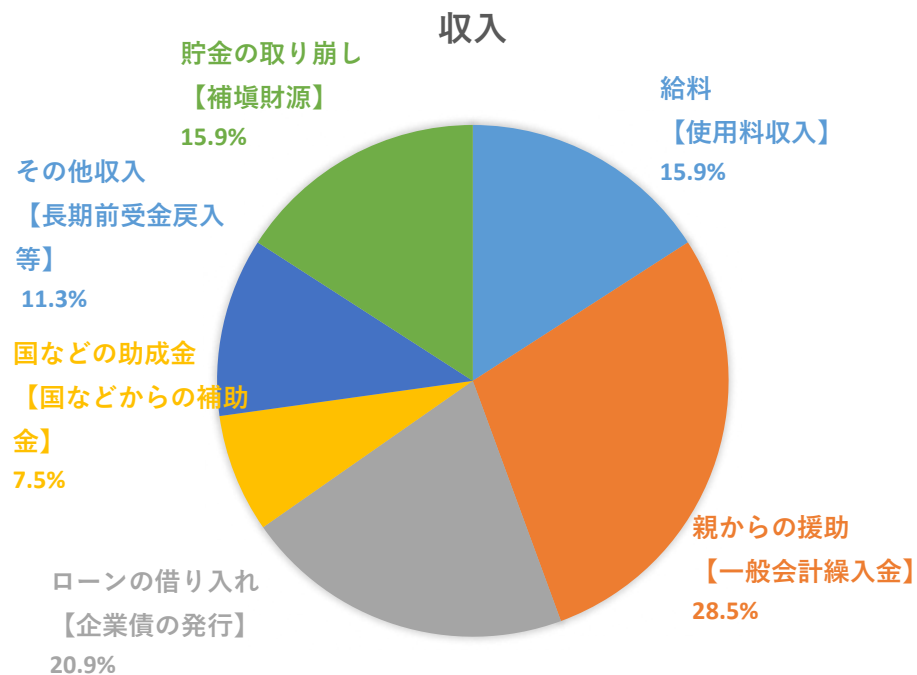
内容	金額(千円)	比率	家計簿に例えると(収入400万円/年)
使用料収入	1,368,750	15.9%	給料 63.6万円
一般会計繰入金	2,456,689	28.5%	親からの援助 114.0万円
企業債の発行	1,801,700	20.9%	ローンの借り入れ 83.6万円
国などからの補助金	650,478	7.5%	国などの助成金 30.0万円
長期前受金戻入等	973,860	11.3%	その他収入 45.2万円
補填財源	1,376,548	15.9%	貯金の取り崩し 63.6万円
合計	8,628,025	100.0%	400.0万円

支出

（金額は税込）

内容	金額(千円)	比率	家計簿に例えると(収入400万円/年)
維持管理費等	1,605,833	18.6%	生活費 74.4万円
うち流域下水道維持管理負担金	530,230	6.1%	うち食費 24.4万円
企業債償還金・支払利息	3,088,228	35.8%	ローンの返済 143.2万円
建設改良費	1,890,913	21.9%	家の新改築 87.6万円
減価償却費	1,962,687	22.8%	家の価値減少分(貯金) 91.2万円
純利益	80,364	0.9%	貯金 3.6万円
合計	8,628,025	100.0%	400.0万円

※非現金を含めた決算総額を示したものです。



令和8年度 水道料金負担軽減事業（水道料金負担軽減補給金）について

- ・ 目的

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた生活者に、水道料金を減額することで消費の下支えを行うもの。

- ・ 対象

生活者（官公署、臨時用、市外給水区域除く） 約 47,000 件

- ・ 支援額

1 月当たり 1,100 円～24,200 円（口径ごと）

- ・ 支援対象期間

令和8年5月～令和8年9月（5 か月分） ※令和8年4月利用分から

- ・ 全体事業費

280,003 千円（@1,191.5 円×47,000 件×5 月）

- ・ その他

一般会計予算で水道料金負担軽減補給金として実施。担当課は政策企画課。

事業の周知は、上下水道部広報「おうしゅうの水」掲載（3月発行、6月発行）、検針票「水道使用料金等のお知らせ」の「通信欄」に減額の旨掲載。

<参考>

○令和8年度 市水道未加入世帯生活支援事業について

- ・ 目的

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた生活者に、水道料金を減額する事業を実施するが、当該事業で支援を受けられない市水道未加入世帯に対し、水道料金減免額と同程度の支援することで消費の下支えを行うもの。

- ・ 対象

市水道未加入世帯 約 3,000 件

- ・ 支援額

1 世帯当たり 5,000 円

- ・ 全体事業費

23,586 千円（うち給付金は @5,000 円×3,000 世帯＝15,000 千円、その他は事務費等）

- ・ その他

5 月下旬から順次対象者に通知して手続き開始。担当課は政策企画課。

令和8年度 第1回奥州市上下水道事業運営審議会 資料

令和8年7月13日（月）

下水道使用料の改定について

前沢下水浄化センター

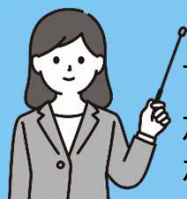
目次

1	下水道事業の課題	
	・経費回収率	P 1
	・下水道使用料	P 2
	・流域下水道維持管理負担金	P 3
	・維持管理費	P 4
	・繰入金	P 5
2	経営戦略に定める基本理念と経営目標	P 6
3	経営戦略に定める基本方針	P 7
	・①集合処理から個別浄化槽活用への切り替え	P 8
	・①の効果【企業債残高】	P 9
	・②水洗化支援策の創設	P 10
	・③下水道使用料の改定	P 11
4	改定における基本的な考え方	P 12
5	改定率のシミュレーション	
	・①経費回収率	P 13
	・②繰入金	P 14
	・まとめ	P 15
6	料金体系の検討	
	・パターン①	P 16
	・パターン②	P 17
	・パターン③	P 18
	・まとめ	P 19
7	経営改善について	P 20
8	上下水道料金のお市町との比較	P 21
9	下水道使用料を改定した場合	
	・経費回収率	P 22
	・繰入金	P 23
10	下水道使用料改定（案）早見表	P 24
11	今後のスケジュール	P 25

1 下水道事業の課題【経費回収率】

何も対策をしない場合、経費回収率は令和6（2024）年度の87.5%から経営戦略の最終年度である令和16（2034）年度には66.0%まで低下してしまいます。

Q 経費回収率とは？

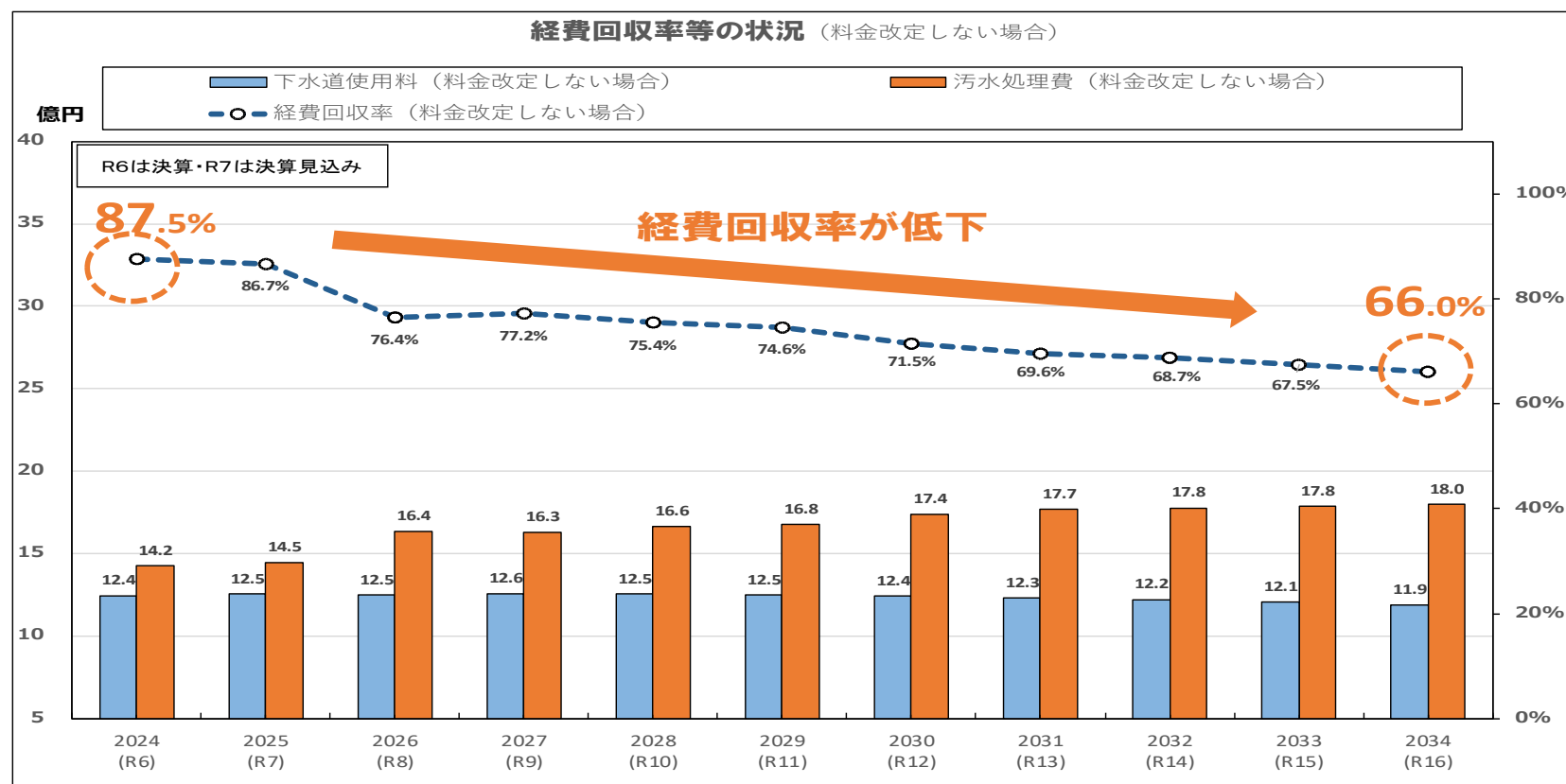


下水道使用料でまかなうべき経費が、下水道使用料でどの程度まかなえているかを表した指標です。

Q 経費回収率の低下の要因は？

- ① 人口の減少、節水機器の普及等による下水道使用料の減少
- ② 流域下水道維持管理負担金の大幅な増額改定
- ③ 汚泥引拔手数料の増額改定、人件費及び物価高騰による維持管理費の増

➡次のページから詳しく説明します



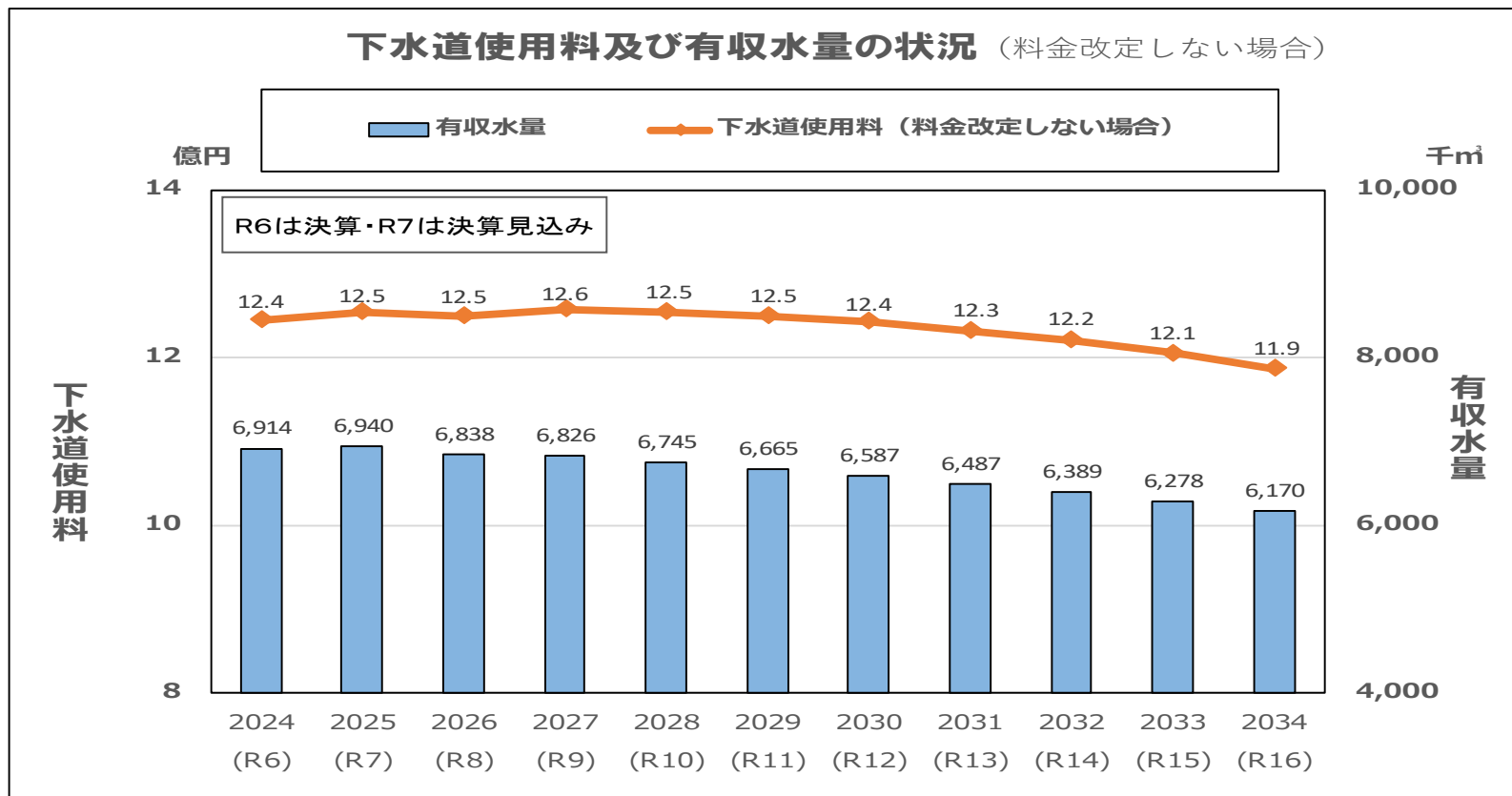
1 下水道事業の課題【下水道使用料】

有収水量は、人口減少などの影響により減少していく見込みです。また、下水道使用料収入についても、有収水量の減少に伴い減少していく見込みです。



Q 有収水量とは？

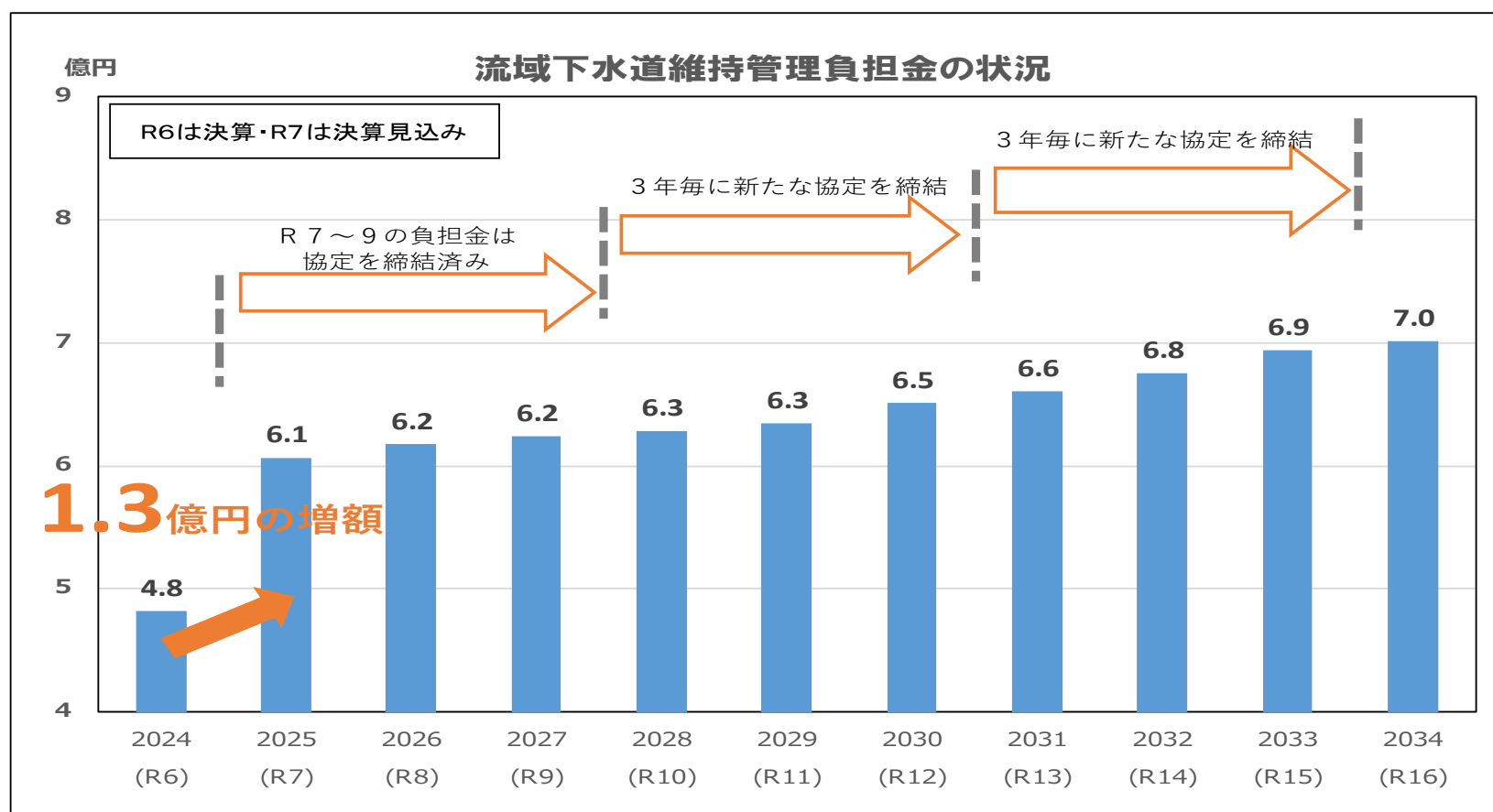
下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のことです。なお、全汚水量から有収水量を引いた分は、下水道管の継ぎ目などから地下水や雨水が入り込んだものです。



1 下水道事業の課題【流域下水道維持管理負担金】

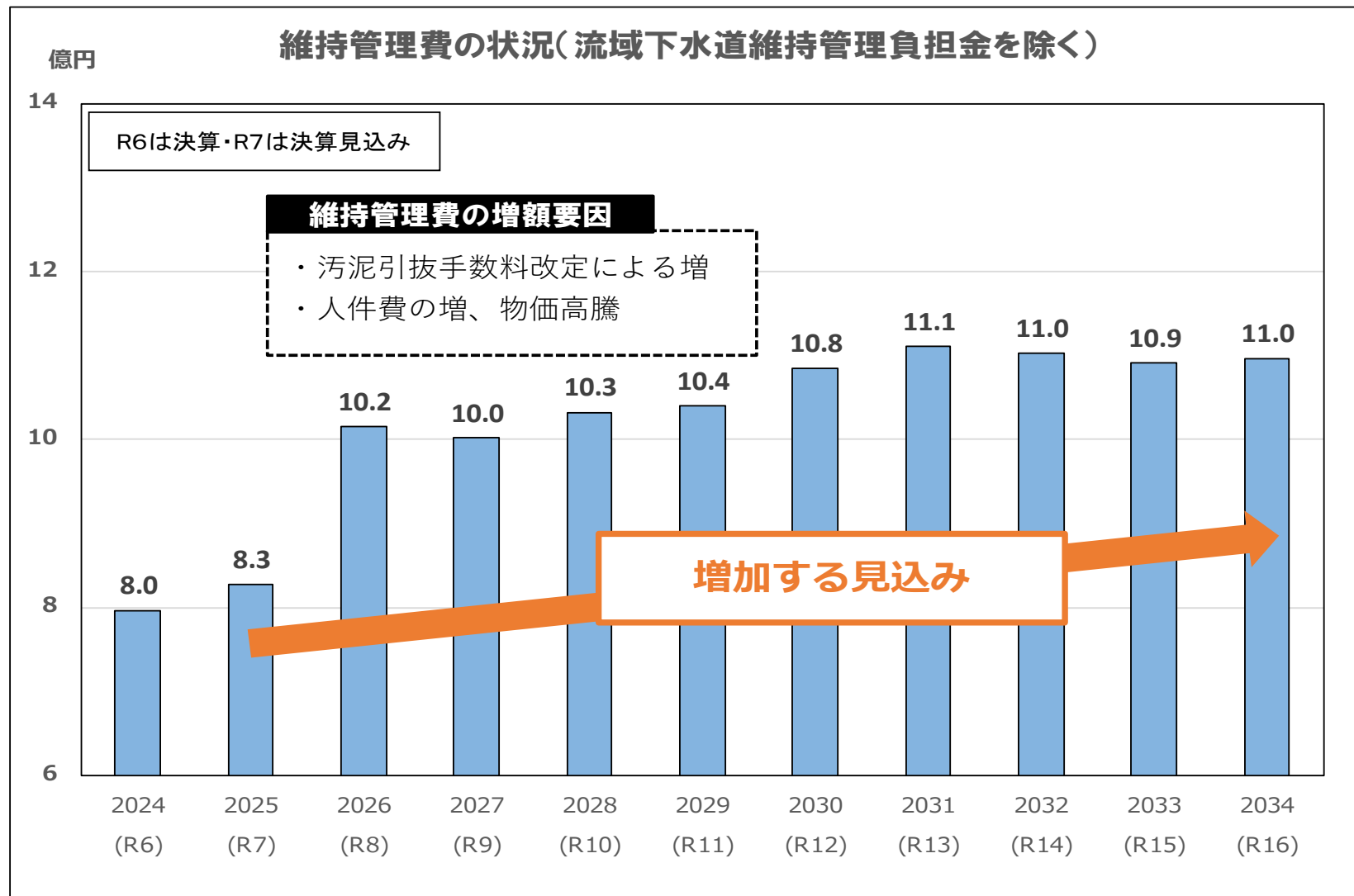
奥州市の公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）の処理は、前沢地区を除き全て流域下水道「水沢浄化センター」で行われています。流域下水道は岩手県が事業主体であり、胆江処理区として、本市のほかに金ケ崎町の公共下水道からの下水を処理しています。

物価高騰を受け、令和7（2025）年度以降の維持管理負担金が大幅な増額となり、各市町の公共下水道事業の経営に多大な影響を及ぼしています。



1 下水道事業の課題【維持管理費】

流域下水道維持管理負担金の他にも、汚泥引拔手数料の増改定、また、人件費の増・物価高騰による増などにより維持管理費は年々増加していきます。



1 下水道事業の課題【繰入金】

令和7（2025）年度の一般会計からの繰入金は25.2億円でしたが、下水道の整備及び物価高騰により、令和10（2028）年度には29.8億円まで増加します。

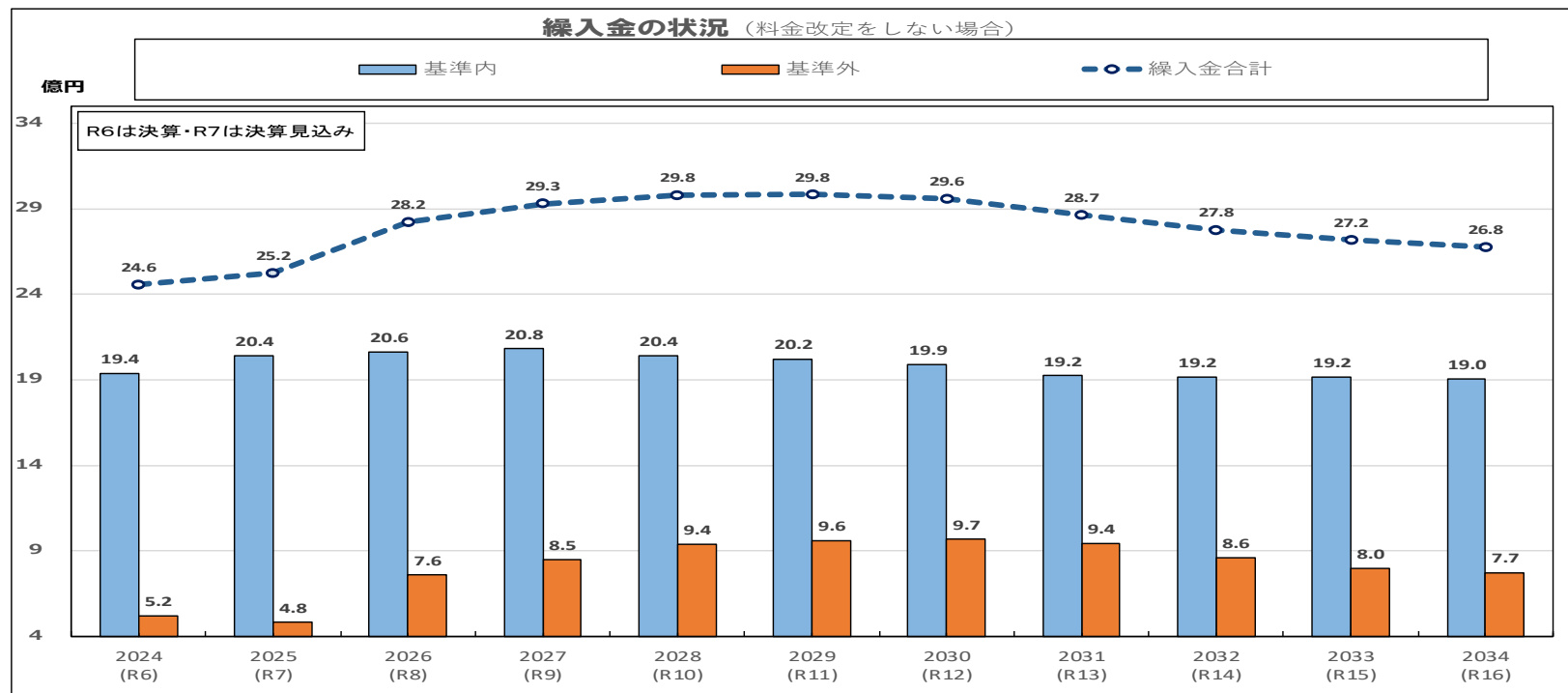
下水道使用料収入や基準内繰入金のみでは経営が成り立たず、事業を維持していくために不足分を基準外繰入として繰り入れている状況です。

Q 繰入金の基準内と基準外とは？



基準内繰入金：総務省から通知される「繰出基準」において、公費（一般会計）で負担することが認められている経費に充当するための繰入金です。地方交付税を通じて国から財源措置が行われます。

基準外繰入金：繰出基準に該当せず、収支不足を補てんするための繰入金です。



2 経営戦略に定める基本理念と経営目標

課題を解決するため、経営戦略を令和6（2024）年度に改定し、基本理念と経営目標を次のとおり定めています。

基本理念

安全で快適な污水处理サービスを**持続的**に提供する

経営目標は **3** つ

1 経費回収率の維持

経費回収率は、
経営戦略改定時の
水準（85%）を維持する。

2 繰入金額の縮減

令和16（2034）年度
までの計画期間10年間
の合計で**244.5億円以内**
とする。

3 企業債残高の縮減

令和16（2034）年度末
における企業債残高を
183億円以内とする。

3 経営戦略に定める基本方針

経営目標を達成するために3つの基本方針が経営戦略で定められています。

基本方針は **3** つ

1 集合処理から個別浄化槽活用への切り替え

2 水洗化支援策の創設

3 下水道使用料の改定



次のページから詳しく説明します

3 経営戦略に定める基本方針① ～集合処理から個別浄化槽活用への切り替え～

経営目標を達成するための基本方針が経営戦略で定められています。
まず第1に「集合処理から個別浄化槽活用への切り替え」です。

1 公共下水道整備予定エリアの縮小

エリアの住民への接続意思確認と整備の費用対効果を検証し、整備予定エリアを縮小します。

2 農業集落排水処理施設の公共下水道への接続の前倒し

公共下水道への接続による経費削減効果を検証し、効果が見込まれる場合には、実施時期を早めます。

3 浄化槽事業への支援の拡充

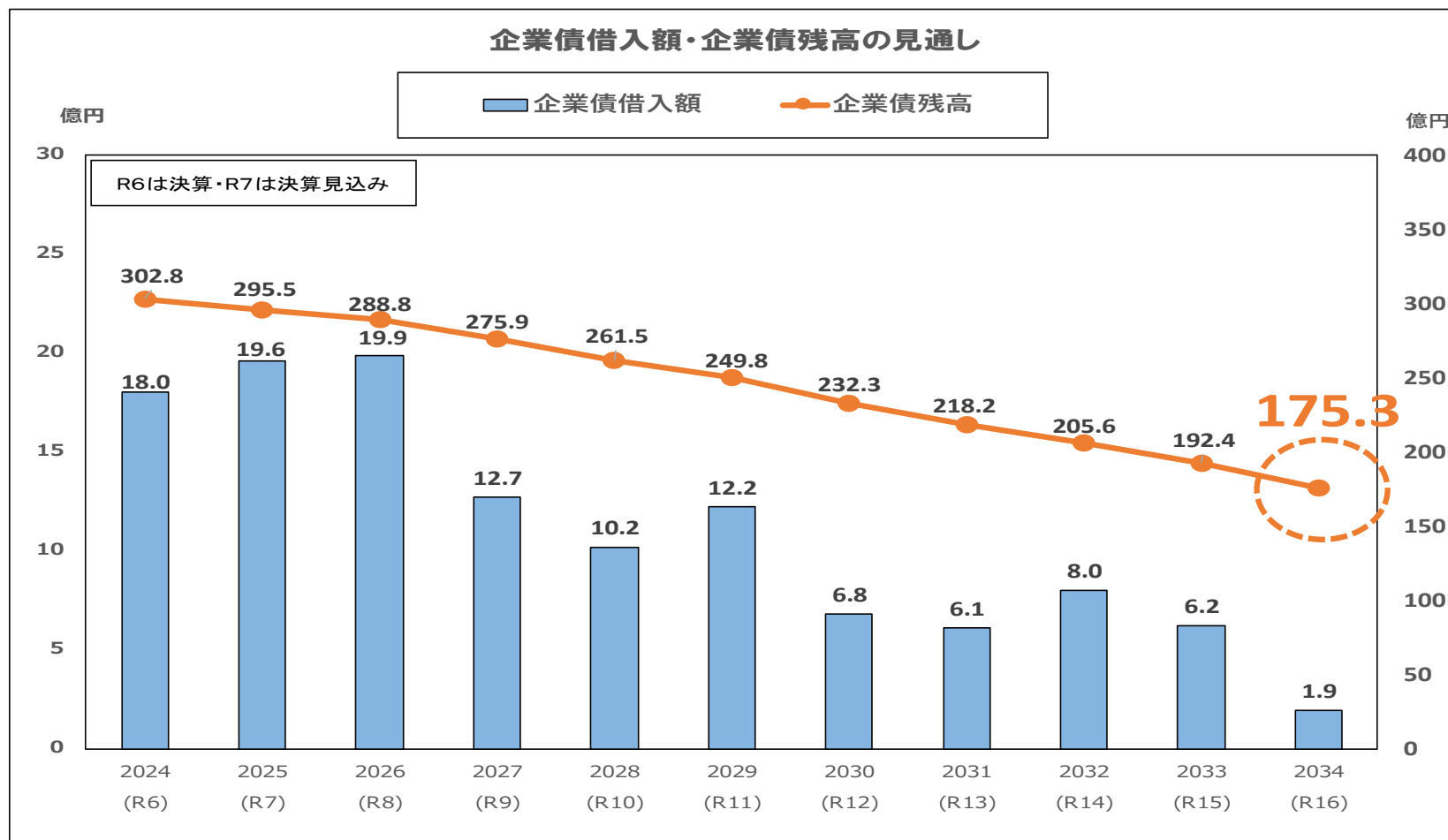
公共下水道の整備予定エリアの縮小に伴い、水洗化の推進策として、浄化槽設置に関する支援を時限的に拡充します。

3 経営戦略に定める基本方針①

～集合処理から個別浄化槽活用への切り替え～ 効果【企業債残高】

集合処理から個別浄化槽活用への切り替えによる企業債借入額の抑制により、企業債残高を縮減させます。

経営戦略の計画期間の最終年度である令和16（2034）年度には、企業債残高は175億円まで縮減する見込みです。



3 経営戦略に定める基本方針② ～水洗化支援策の創設～

第2に「水洗化支援策の創設」です。
水洗化促進のため、これまでの水洗化工事資金に対する利子補給に加え、時限的に新たな支援策を創設しました。

1

くみ取り便槽
の撤去

限度額

9万円

2

単独処理浄化槽
の撤去

限度額

12万円

3

排水管などの
設置工事

限度額

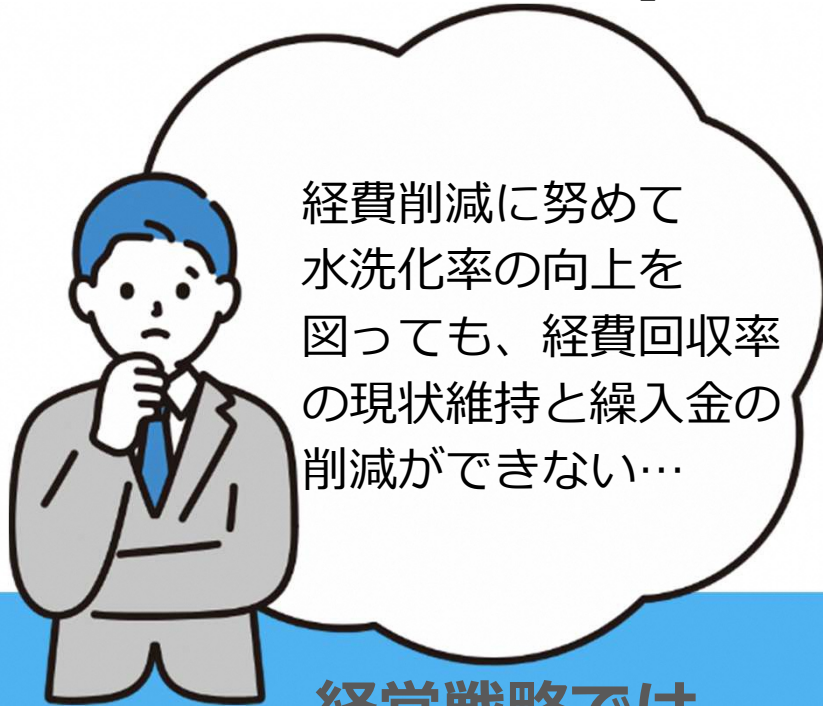
30万円

※1m当たり5,000円

時限的措置とすることで水洗化率の向上を促し、下水道使用料収入を増加させ、将来的な経費回収率の向上を見込んでいます。

3 経営戦略に定める基本方針③ ～下水道使用料の改定～

第3に「下水道使用料の改定」です。



下水道使用料改定をして、
経費回収率と繰入金の削減に
努める必要がある

経営戦略では、

令和 **9** (2027)年度に平均**30**%、
令和 **13** (2031)年度に平均**15.4**%
の**改定**を見込んでいます

4 下水道使用料改定における基本的な考え方

基本方針に基づき下水道使用料の改定について検討するため、基本的な考え方を次のとおりとしました。

1 経営目標の達成

- ・ **経費回収率**は、経営戦略改定時の**水準（85%）を維持**できるようにします。
- ・ 令和9（2027）年度から令和12（2030）年度までの**繰入金を経営戦略の範囲内（10,425百万円）**となるようにします。

Q 経費回収率を維持する必要性とは？

令和7（2025）年1月に埼玉県八潮市で発生した大規模道路陥没事故を契機に、全国で下水道管の耐震診断や定期点検の強化が進められています。繰入金を抑制しながら安全な污水处理サービスを持続的に提供するためにも、経費回収率を維持する必要があります。

2 コミュニティ・プラント使用料も下水道使用料に併せて改定する

現在も同一の料金としているコミュニティ・プラント使用料は、下水道使用料に併せて改定します。

Q コミュニティ・プラントとは？

下水道が整備されていない住宅団地等に市が設置し管理する小規模な下水処理施設のことです。

水沢：真城が丘污水处理施設

胆沢：蓬平污水处理場、

鶴田エクセルガーデン污水处理場

3 浄化槽使用料は改定しない

現在の浄化槽使用料は下水道使用料と比較し高額となっています。令和9（2027）年度は改定しませんが、使用料の統一を含めた令和13（2031）年度以降の改定に向けて検討を継続します。

※20m³使用した場合の現行の使用料（税込み）

下水道使用料**3,300**円、浄化槽使用料**5,023**円

高い！

5 改定率のシミュレーション①【経費回収率】

経営戦略では、

①経営目標である経費回収率85%の維持

②繰入金の縮減

のために必要な改定率を令和9（2027）年度に30%と見込んでいましたが、経営戦略改定後に必要となった経費と令和7（2025）年度決算見込みを反映し、改めてシミュレーションを行いました。

まずは、経費回収率についてシミュレーションを行いました。

改定率シミュレーション【経費回収率】

料 金 改定率	今回の改定算定期間					
	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
	2025年度 （決算見込み）	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
28.0%	86.7%	76.4%	84.9%	83.0%	82.8%	80.6%
30.0%	86.7%	76.4%	85.3%	83.4%	83.2%	80.9%
40.0%	86.7%	76.4%	86.9%	85.0%	84.8%	82.5%
50.0%	86.7%	76.4%	88.2%	86.4%	86.1%	83.9%
60.0%	86.7%	76.4%	89.5%	87.6%	87.4%	85.1%

条件：算定期間の最終年度である令和12（2030）年度時点で、経費回収率85%を維持できること。

結果：平均60%改定しなければ、経費回収率85%を維持することはできない。

5 改定率のシミュレーション②【繰入金】

次に、繰入金についてシミュレーションを行いました。

改定率シミュレーション【繰入金】

	R 7	R 8	今回の改定算定期間				(単位:百万円)	
			R 9	R 10	R 11	R 12	算定期間計	経営戦略との差算定期間計
料 金 改定率	2025年度 (決算見込み)	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度		
経営 戦略	2,631	2,777	2,562	2,599	2,651	2,613	10,425	0
26.0%	2,525	2,823	2,651	2,701	2,707	2,683	10,742	318
28.0%	2,525	2,823	2,629	2,680	2,686	2,662	10,657	233
30.0%	2,525	2,823	2,608	2,659	2,665	2,641	10,573	148
32.0%	2,525	2,823	2,586	2,637	2,643	2,620	10,486	62
34.0%	2,525	2,823	2,565	2,616	2,622	2,599	10,402	▲ 23

条件：繰入金の算定期間の合計金額が経営戦略の範囲内であること。

結果：平均**34%**改定しなければ、繰入金は経営戦略の範囲内とならない。

5 改定率のシミュレーションまとめ

シミュレーションをした結果、次のとおりとしました。

経営戦略では、県の
流域下水道維持管理
負担金の大幅な増額※
により30%の改定
としている

経営戦略改定後に
汚泥引拔手数料の増改定、
人件費や物価が想定以上
に高騰して
維持管理費が増えた

経営目標を達成するには、
60%の改定が必要
しかし、60%も改定したら
市民に急激な負担の増
を強いることになる

※流域下水道維持管理負担金
令和7（2025）年度が
令和6（2024）年度と比較し

1.3 億円の増



繰入金の目標のみを達成するには34%の改定が必要
差分の4%分は繰入金で増額することにして…

今回の料金改定率は平均で**30%**とします

6 料金体系の検討 パターン①【基本料金 1,650円】

平均30%の改定率とするため、どのような料金体系とするか3パターンにより検討しました。 ※全て税込み

少量使用者… 1月当たり20㎡までの使用者
使用者の76%を占める ※R7決算

現行使用料との比較

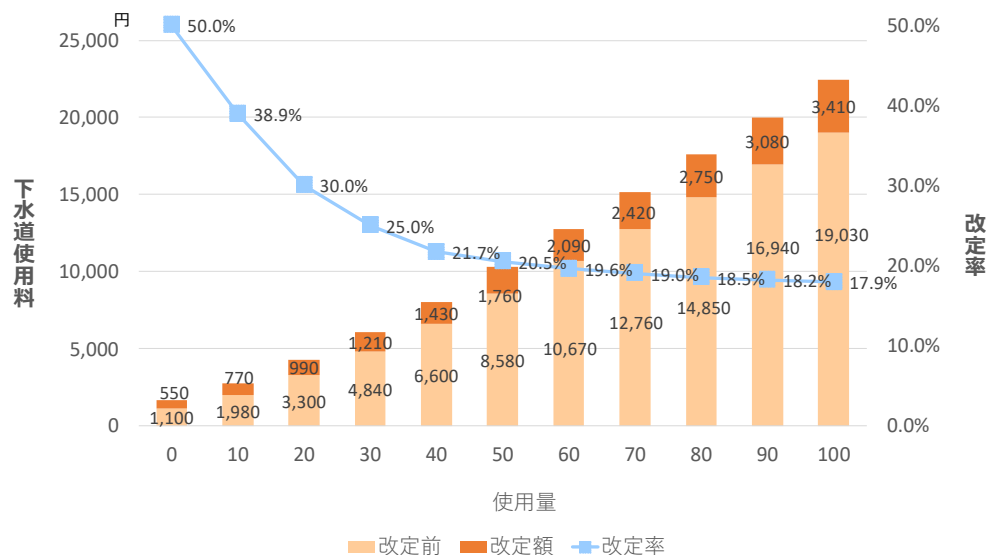
(単位:円)

使用水量(㎡)	現行料金	改定料金(案)	差額	改定率	1㎡当たり 単価
0 (基本料金)	1,100	1,650	550	50.0%	
10	1,980	2,750	770	38.9%	275.00
20	3,300	4,290	990	30.0%	214.50
30	4,840	6,050	1,210	25.0%	201.67
50	8,580	10,340	1,760	20.5%	206.80
100	19,030	22,440	3,410	17.9%	224.40

料金体系

(単位:円)

	現行料金	階層間の 差額	改定料金 (案)	階層間の 差額	改定額	改定率
基本料金	1,100		1,650		550	50.0%
従量 料金	0~10	88	110		22	25.0%
	11~20	132	154	44	22	16.7%
	21~30	154	176	22	22	14.3%
	31~40	176	198	22	22	12.5%
	41~50	198	231	33	33	16.7%
	51~100	209	242	11	33	15.8%
	101~	220	264	22	44	20.0%



1 基本料金 1,650円

◆メリット

- ・節水により使用量が減っても収入を確保できる
- ➡経営の安定化を図れる

◆デメリット

- ・少量使用者の改定率が高くなる

6 料金体系の検討 パターン②【基本料金 1,496円】

平均30%の改定率とするため、どのような料金体系とするか3パターンにより検討しました。 ※全て税込み

少量使用者… 1月当たり20㎡までの使用者
使用者の76%を占める ※R7決算

現行使用料との比較

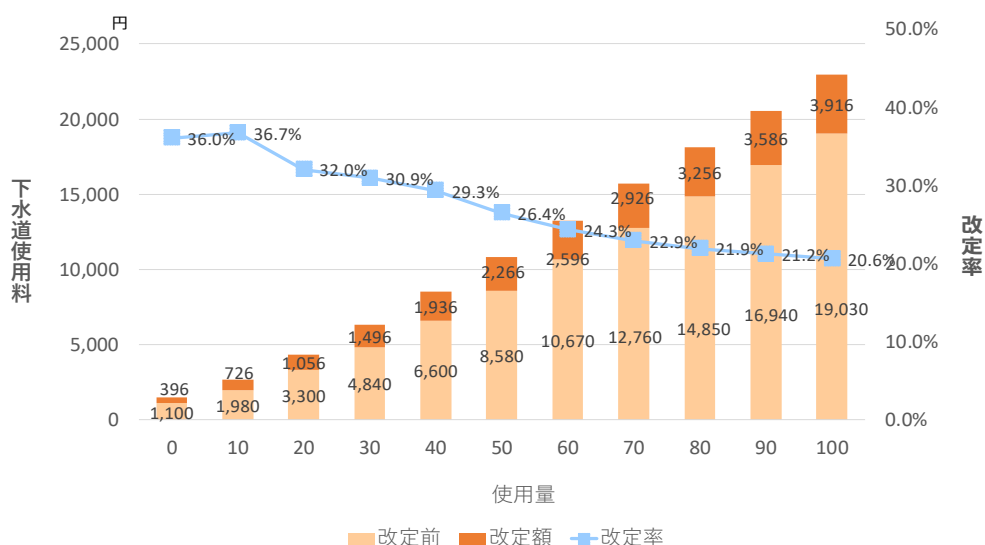
(単位:円)

使用水量(㎡)	現行料金	改定料金(案)	差額	改定率	1㎡当たり 単価
0 (基本料金)	1,100	1,496	396	36.0%	
10	1,980	2,706	726	36.7%	270.60
20	3,300	4,356	1,056	32.0%	217.80
30	4,840	6,336	1,496	30.9%	211.20
50	8,580	10,846	2,266	26.4%	216.92
100	19,030	22,946	3,916	20.6%	229.46

料金体系

(単位:円)

	現行料金	階層間の 差額	改定料金 (案)	階層間の 差額	改定額	改定率
基本料金	1,100		1,496		396	36.0%
従量 料金	0~10	88	121		33	37.5%
	11~20	132	165	44	33	25.0%
	21~30	154	198	33	44	28.6%
	31~40	176	220	22	44	25.0%
	41~50	198	231	11	33	16.7%
	51~100	209	242	11	33	15.8%
	101~	220	253	11	33	15.0%



2 基本料金 1,496円

◆メリット

- ・ 少量使用者への配慮が一定程度見込まれる

◆デメリット

- ・ 少量使用者への配慮をするも改定率は30%を超える

6 料金体系の検討 パターン③【基本料金 1,430 円】

平均30%の改定率とするため、どのような料金体系とするか3パターンにより検討しました。 ※全て税込み

少量使用者… 1月当たり20㎡までの使用者
使用者の76%を占める ※R7決算

現行使用料との比較

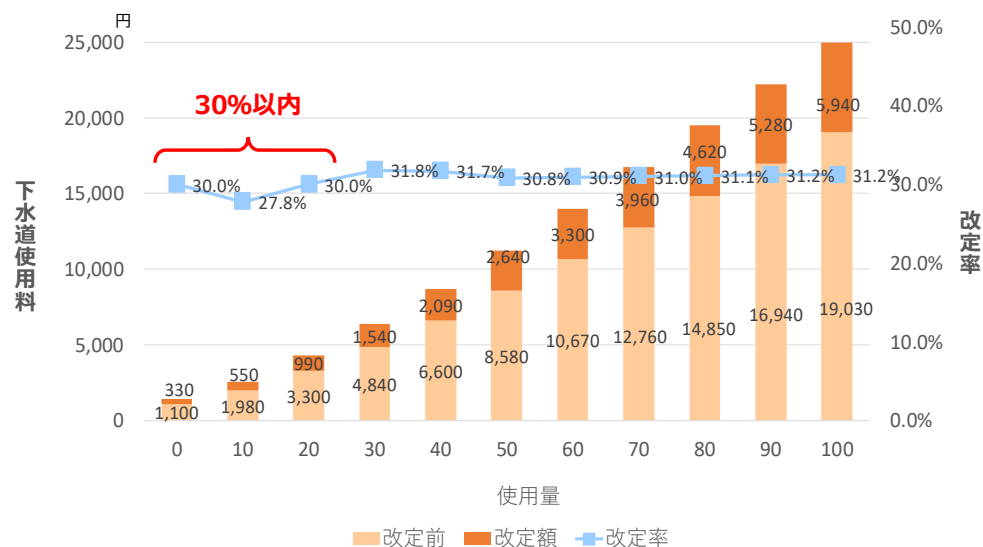
(単位:円)

使用水量(㎡)	現行料金	改定料金(案)	差額	改定率	1㎡当たり 単価
0 (基本料金)	1,100	1,430	330	30.0%	
10	1,980	2,530	550	27.8%	253.00
20	3,300	4,290	990	30.0%	214.50
30	4,840	6,380	1,540	31.8%	212.67
50	8,580	11,220	2,640	30.8%	224.40
100	19,030	24,970	5,940	31.2%	249.70

料金体系

(単位:円)

	現行料金	階層間の 差額	改定料金 (案)	階層間の 差額	改定額	改定率
基本料金	1,100		1,430		330	30.0%
従量 料金	0~10	88	110		22	25.0%
	11~20	132	176	66	44	33.3%
	21~30	154	209	33	55	35.7%
	31~40	176	231	22	55	31.3%
	41~50	198	253	22	55	27.8%
	51~100	209	275	22	66	31.6%
	101~	220	286	11	66	30.0%



3

基本料金 1,430 円
20㎡までの改定率30%以内

◆メリット

- ・改定率の平準化により負担の公平性を確保できる
- ➡少量使用者への配慮

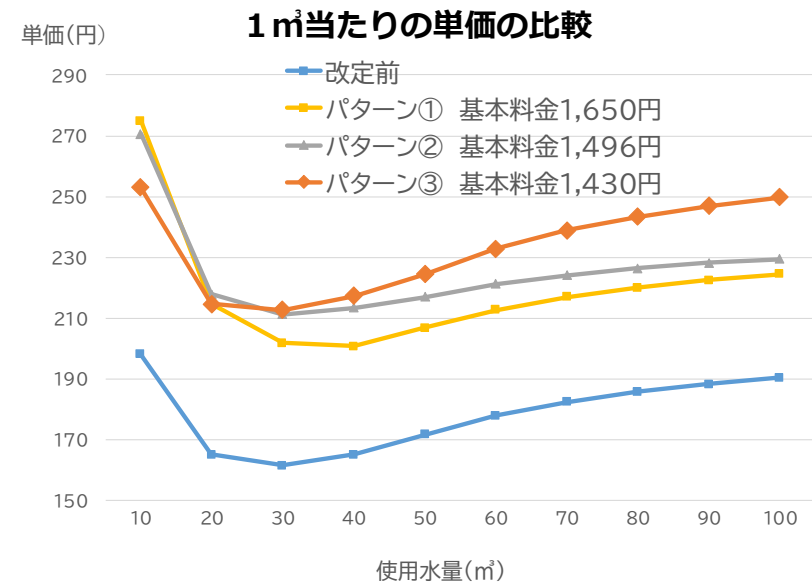
◆デメリット

- ・節水により収入が減る可能性がある

6 料金体系の検討まとめ

料金体系を検討した結果、改定案を次のとおりとしました。

パターン①と②は
少量使用者の改定率が高く、
大口使用者の改定率が低い
大口使用者はそれだけ施設に
負荷をかけているから
少量使用者よりも改定率が
低いことは、
**料金改定に対する
市民理解が得られにくい**



パターン③は、1 m³当たりの単価の
比較グラフが、現行使用料の傾斜に
近い形の単価設定となる



基本料金 1,430円

**20m³までの改定率 30%以内のパターン③を
改定案とします**

7 経営改善について

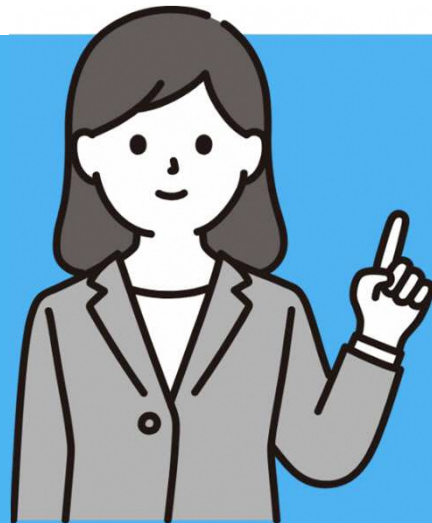
経営戦略に定める「農業集落排水処理施設の公共下水道への接続の前倒し」により、農業集落排水処理施設を廃止することによる維持管理費の抑制に継続して努めるほか、経営戦略では見込んでいなかった次の収入確保対策を実施することとしています。

経営戦略では、

「農業集落排水処理施設の公共下水道への接続の前倒し」
について定めています。

※農業集落排水処理施設の廃止による維持管理費の抑制

さらに、新たな収入確保対策を実施します

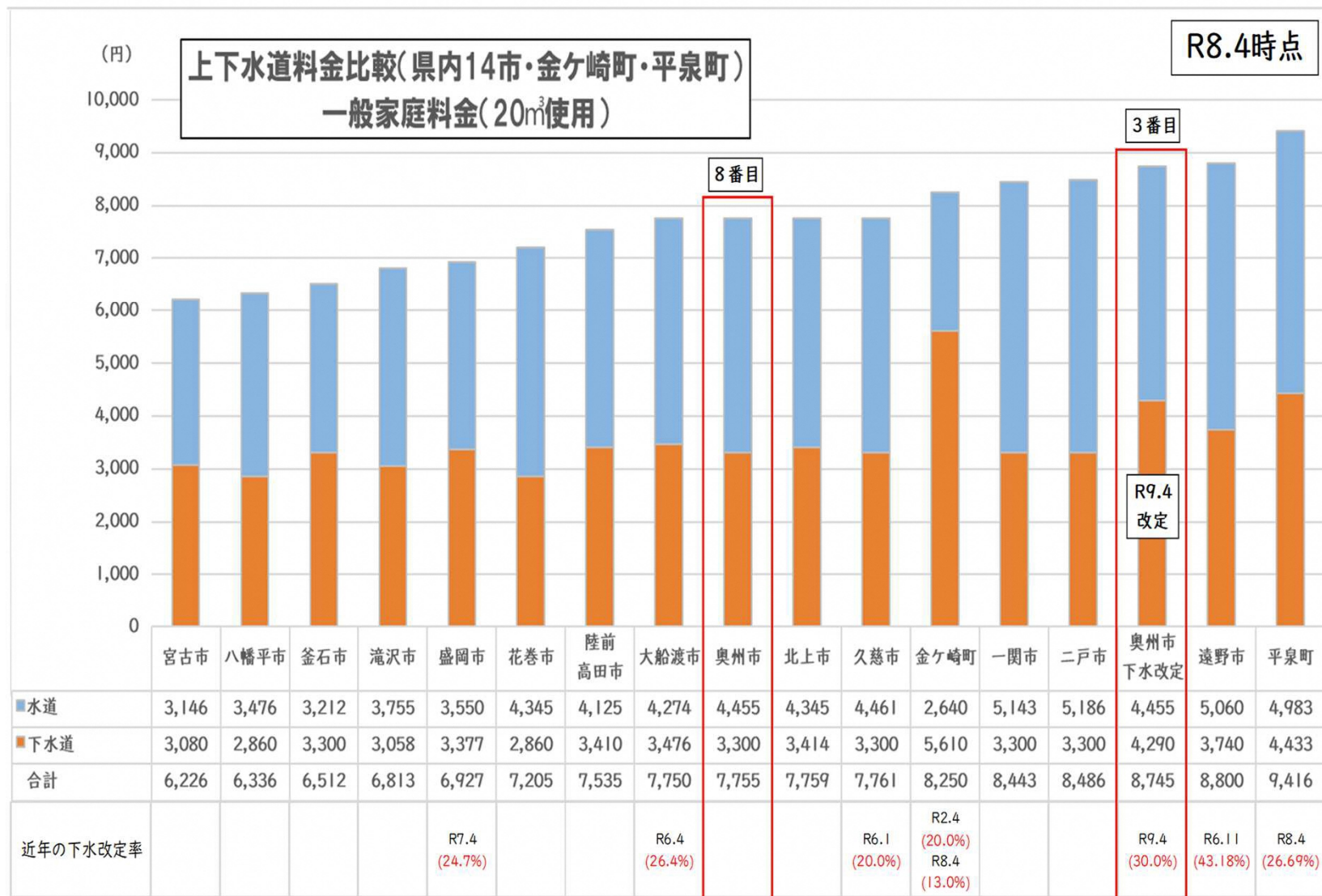


**浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の
改築事業の活用**

※計画を策定することにより浄化槽修繕費に対し
国の補助金が活用可能となります。

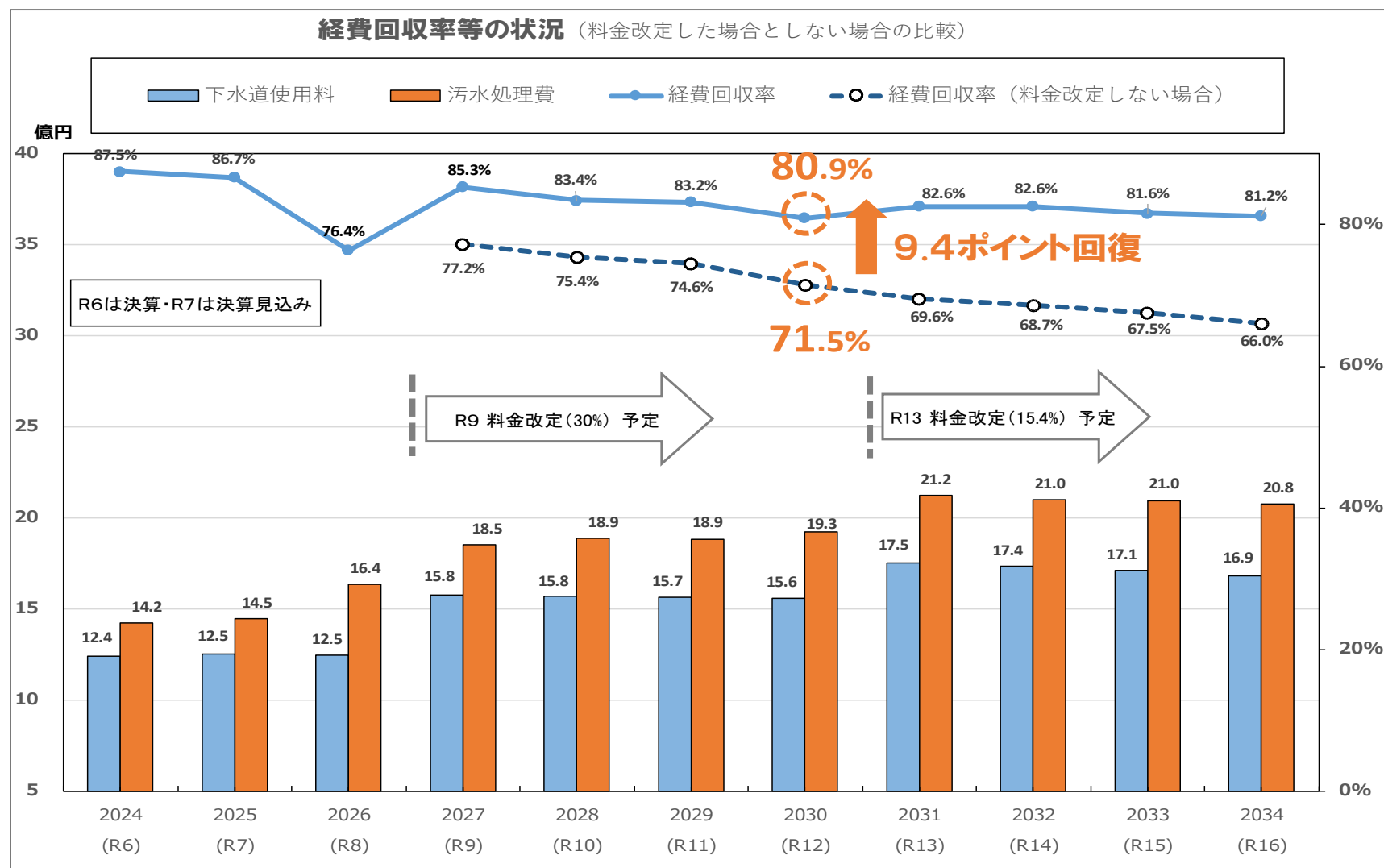
8 上下水道料金の他市町との比較

20m³使用の場合の上下水道料金の県内14市、金ヶ崎町及び平泉町との比較です。
 現行料金は、高い方から8番目の料金でしたが、パターン③に改定をすると高い方から3番目の料金となります。



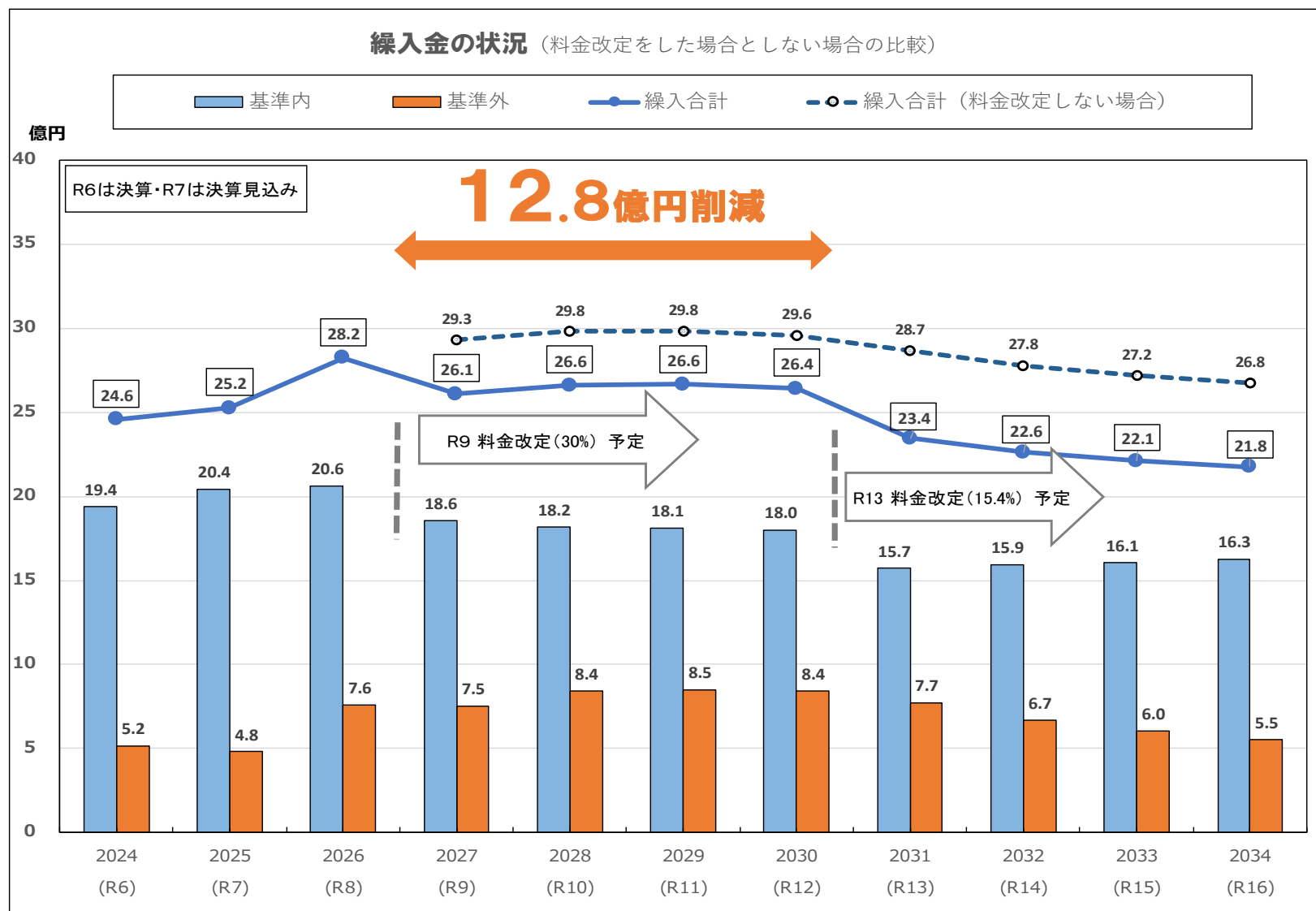
9 下水道使用料を改定した場合【経費回収率】

経費回収率は、改定をしない場合と比較し、令和12（2030）年度時点で、9.4ポイント回復します。



9 下水道使用料を改定した場合【繰入金】

繰入金は、改定をしない場合と比較し、令和9（2027）年度から令和12（2030）年度までの合計で12.8億円削減できます。



10 下水道使用料改定（案）早見表

使用水量ごとの使用料は次のとおりです。

(税込み)

使用水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (案)	差額 (円)	使用水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (案)	差額 (円)	使用水量 (㎡)	現行料金 (円)	改定料金 (案)	差額 (円)
0	1,100	1,430	330	21	3,454	4,499	1,045	41	6,798	8,943	2,145
1	1,188	1,540	352	22	3,608	4,708	1,100	42	6,996	9,196	2,200
2	1,276	1,650	374	23	3,762	4,917	1,155	43	7,194	9,449	2,255
3	1,364	1,760	396	24	3,916	5,126	1,210	44	7,392	9,702	2,310
4	1,452	1,870	418	25	4,070	5,335	1,265	45	7,590	9,955	2,365
5	1,540	1,980	440	26	4,224	5,544	1,320	46	7,788	10,208	2,420
6	1,628	2,090	462	27	4,378	5,753	1,375	47	7,986	10,461	2,475
7	1,716	2,200	484	28	4,532	5,962	1,430	48	8,184	10,714	2,530
8	1,804	2,310	506	29	4,686	6,171	1,485	49	8,382	10,967	2,585
9	1,892	2,420	528	30	4,840	6,380	1,540	50	8,580	11,220	2,640
10	1,980	2,530	550	31	5,016	6,611	1,595	100	19,030	24,970	5,940
11	2,112	2,706	594	32	5,192	6,842	1,650	200	41,030	53,570	12,540
12	2,244	2,882	638	33	5,368	7,073	1,705	300	63,030	82,170	19,140
13	2,376	3,058	682	34	5,544	7,304	1,760	400	85,030	110,770	25,740
14	2,508	3,234	726	35	5,720	7,535	1,815	500	107,030	139,370	32,340
15	2,640	3,410	770	36	5,896	7,766	1,870	600	129,030	167,970	38,940
16	2,772	3,586	814	37	6,072	7,997	1,925	700	151,030	196,570	45,540
17	2,904	3,762	858	38	6,248	8,228	1,980	800	173,030	225,170	52,140
18	3,036	3,938	902	39	6,424	8,459	2,035	900	195,030	253,770	58,740
19	3,168	4,114	946	40	6,600	8,690	2,090	1000	217,030	282,370	65,340
20	3,300	4,290	990								

11 今後のスケジュール

今後のスケジュールは次のとおり予定しています。

令和8年8月上旬	・ 第2回運営審議会
8月～9月	・ 市民周知 (広報①、市民説明会、市ホームページ、SNS)
9月下旬	・ 第3回運営審議会
10月上旬	・ 運営審議会より答申
11月	・ 12月市議会定例会に条例改正案提出
令和9年3月	・ 市民周知 (広報②、市ホームページ、SNS)
4月	・ 改定後の下水道使用料の適用 ※ 4月検針分(5月請求分)から適用

第Ⅰ回上下水道事業運営審議会 質問・意見要約

【当日分】

No.	質問・意見	回 答	資料の 関 連 ページ
意 見			
1	下水道使用料の改定については、反対意見はない。		
2	審議会委員は、下水道事業の経営が危険な状況だと充分理解しているが、市民は意識していない。理解が得られるよう丁寧な広報をしてほしい。	8月27日に「おうしゅうの水」を発行し、詳しく周知する予定。 【補足】 上下水道部広報誌「おうしゅうの水」の発行のほか、市民説明会の開催、ホームページ・SNSへの掲載を行います。	7
質 問			
1	農業集落排水を公共下水道に接続することにより、維持管理費は減るのか。	農業集落排水を公共下水道に接続し、施設を廃止すれば経費（※1）は少なくなる。 しかし、全国的にはもう一歩進んで、下水道管でつなぐ集合処理方式をできるだけ縮小しようという方向になってきており、老朽化して更新が必要になった場合（※2）に、個別浄化槽に切り替えていくという施策をすでに始めた事業体があるし、検討している事業体もかなり出てきている。 【補足】 ※1 経費とは処理場の建て直し費用及び維持管理費用です。 ※2 下水道管の老朽化とは、耐用年数を超えたり、硫化水素による腐食や経年劣化により傷んだりする現象です。下水道の入れ替えには多額の費用がかかります。	6

No.	質問・意見	回 答	資料の 関 連 ページ
2	農業集落排水の場合、どの程度汚水进行处理しているのか。	処理水については、処理場で処理するものは基準があり、殺菌処理まで含めて合併処理浄化槽と同じレベル、もしくはそれ以上のレベルを確保し流している。	
3	①市営浄化槽について知りたい。公共下水道との接点はあるのか。 ②市営浄化槽は団地などで何十世帯分をまとめて処理しているイメージだが、コスト的には市営浄化槽と個人設置浄化槽は一緒なのか。	①市営浄化槽のエリアは、公共下水道、農業集落排水、コミプラ以外のエリアとなる。公共下水道との接点はない。 ②個人設置浄化槽と市営浄化槽は基本的にはどちらも同じ浄化槽である。1戸に1基付いている。あくまで管理しているのが市なのか、個人なのかの違い。個人設置浄化槽の使用者が払う金額は、市営浄化槽使用料と大差はないと思っている。	2 4
4	①公共下水道エリアの縮小について、縮小するのは何か所で個別浄化槽は何基増える想定なのか教えてほしい。 ②今後10年先20年先について考えた場合、労働人口は減っていく。個別に浄化槽があった場合、そのメンテナンスをする人口も減ることになる。そういう状況になる中で現在と同じ水質で放流できるのかという心配がある。労働人口の減少も見込んで計画を立てられたのか。	①公共下水道エリアの縮小は、現段階で3地区を予定しており、377戸を見込んでいる。 ②全国的な傾向になるが、合併処理浄化槽が増えていくと、それに対応する業者も必要になる。それに対し例えば公社化しているようなところもあるし、広域連携で組合を運営する等の方法も考えられている状態にある。今後それに対応してこういった施策を施すかは課題としてあるが、そのような方法はあるなと思っている。 【補足】 ①当日回答した377戸は、縮小するエリアの戸数全体です。その中には、既に個別浄化槽を設置済みの世帯、水洗化の意向のない世帯も含んでおります。水洗化の意向調査をした結果、公共下水道エリアの縮小による個別浄化槽の増加は、70基程度になると見込んでいます。	5

No.	質問・意見	回 答	資料の 関 連 ページ
5	経営戦略に定める3つの基本方針の1つに、集合処理から個別浄化槽活用への切り替えがあるが、これについて住民に周知しているのか。	集合処理から個別浄化槽活用への切り替えの具体的な取組内容の1つ目、公共下水道整備予定エリアの縮小については、公共下水道の整備を計画したエリアのうち、費用対効果が見込めないエリアがあるため、そのエリアの方々にアンケート調査の実施により、接続の意思確認をしている。結果、回答をいただいた半数の方々は接続の意思がなかったため、そのエリアは公共下水道から個別浄化槽に切り替えていきたいという内容である。	2～3
		2つ目の農業集落排水施設を公共に接続については、処理場を建て直した場合に費用がかなりかかるため、公共下水道に接続することによって、処理場の建設費用を抑えようというもので、市の内部で費用を抑えるための取り組みになる。	6
		3つ目の浄化槽事業への支援の拡充については、公共下水道エリアを縮小した人たちが水洗化をする場合は個人設置浄化槽になるが、使用者の負担する工事費が公共下水道と比較し割高となるため、その分補助金により手当てできないか検討しているもの。決定すれば、市民周知をしていきたいと思っている。	5
		【補足】 回答後に県と協議しており、公共下水道エリアを縮小すると、市営浄化槽のエリアとなることを確認しておりますが、協議中であるため変更になることもあります。 市営浄化槽の工事費は、公共下水道と同程度の負担となります。公共下水道エリアの縮小の対象者を救済するための制度として、個人設置浄化槽の設置費用への補助の嵩上げについては、検討を進めています。詳細は資料により説明します。	5、8

【後日分】

No.	質問・意見	回 答	資料の ページ
意 見			
1	下水道料金改定の必要性が解る内容だった。市民に納得して貰うための市民周知に分かりやすい工夫をして欲しい。	資料により説明します。	7
2	①昨年改定された奥州市下水道事業経営戦略に基づく使用料改定であり妥当と考える。 ②あらゆる面で経費が上昇しているなか、よく検討された使用料改定と理解した。 ③今後とも経費の縮減を図り、一定の繰出金を確保し、適切な使用料の維持に努めていただきたいと思う。	③適切な使用料の維持に努めます。	
質 問			
1	①個別浄化槽は各戸で設置するのか、何戸かまとめて処理する形で整備するのか教えてください。 ②上記の個別浄化槽は個人負担での設置となるのか、支援する場合は何年程度を想定しているのか教えてください。	①個別浄化槽は各戸で設置します。 ②資料により説明します。	1 4～5
2	市街地、農村地などそれぞれの状況に合わせて説明をしてほしい。	資料により説明します。	8

令和8年8月6日（木）



令和6（2024）年度に倉沢農業集落排水処理施設に統合し廃止となった川西農業集落排水処理施設



水沢浄化センター

- 1 下水道事業の概要
 - (1) 集合処理と個別浄化槽 P 1
 - (2) エリアの概略図 P 2
- 2 経営戦略に定める基本方針
 - 集合処理から個別浄化槽活用への切り替え
 - (1) 公共下水道整備予定エリアの縮小 . . P 3
 - ・ 市営浄化槽と個人設置浄化槽 . . . P 4
 - (2) 個人設置浄化槽への支援の拡充
 - ・ 概要 P 5
 - (3) 農業集落排水処理施設の公共下水道への接続 P 6
- 3 市民周知について P 7
- 4 エリアごとの費用の違い P 8
- 5 今後のスケジュールについて P 9

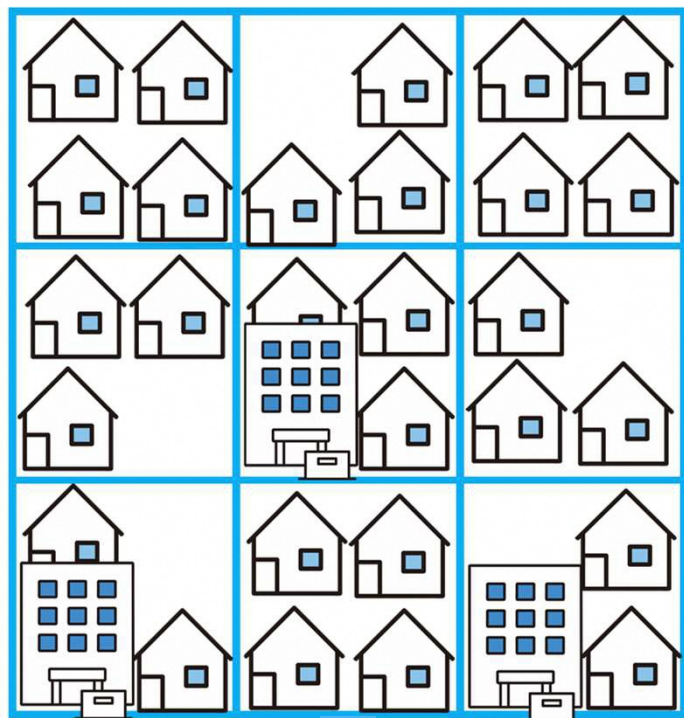
1 下水道事業の概要（1）集合処理と個別浄化槽

下水道事業の概要のうち、集合処理と個別浄化槽の違いについて説明します。

集合処理

（公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）

各家庭や事業所から排出される汚水を下水道管で集めて、ひとつの大きな処理施設でまとめて浄化する処理方式です。人口密度が高い市街地などでは、1戸あたりの整備費用が抑えられ経済的です。



下水道管でつないで汚水処理場へ

個別浄化槽

各家庭の敷地内に浄化槽を設置し、その家から出る汚水を個別に処理して放流する仕組みです。

Q 個別浄化槽のメリットは？



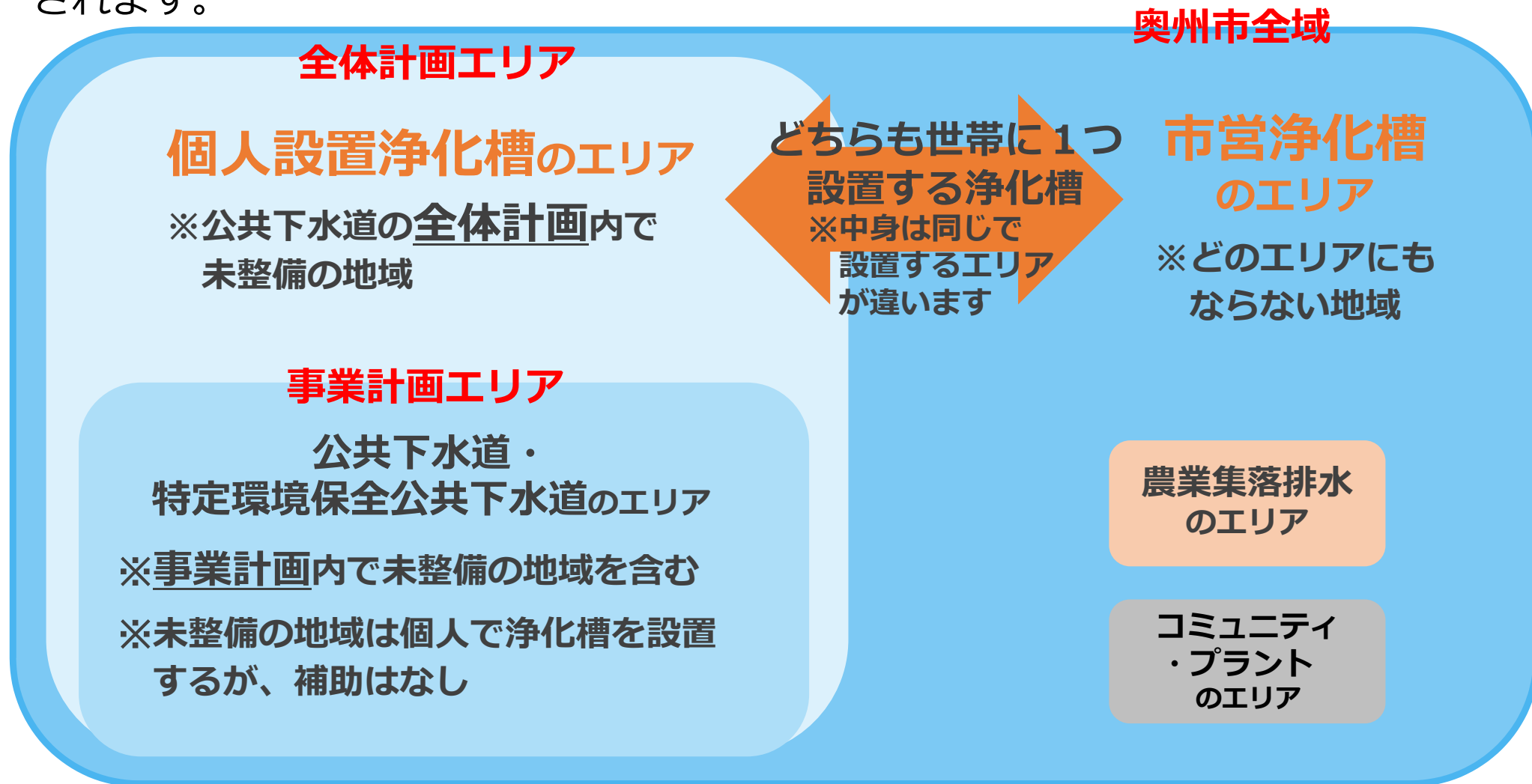
下水道管を整備するには多額の費用がかかります。家が点在する地域では、個別浄化槽を設置した方が費用を抑えることができます。
なお、汚水処理場で処理した場合と同程度に水をきれいにすることができます。



1世帯に1基設置

1 下水道事業の概要（2）エリアの概略図

次にそれぞれのエリアの関係を図にしたものです。市営浄化槽と個人設置浄化槽はどちらも世帯に1つ設置する中身は同じ浄化槽ですが、設置するエリアによって区分されます。



Q 全体計画と事業計画の違いは？

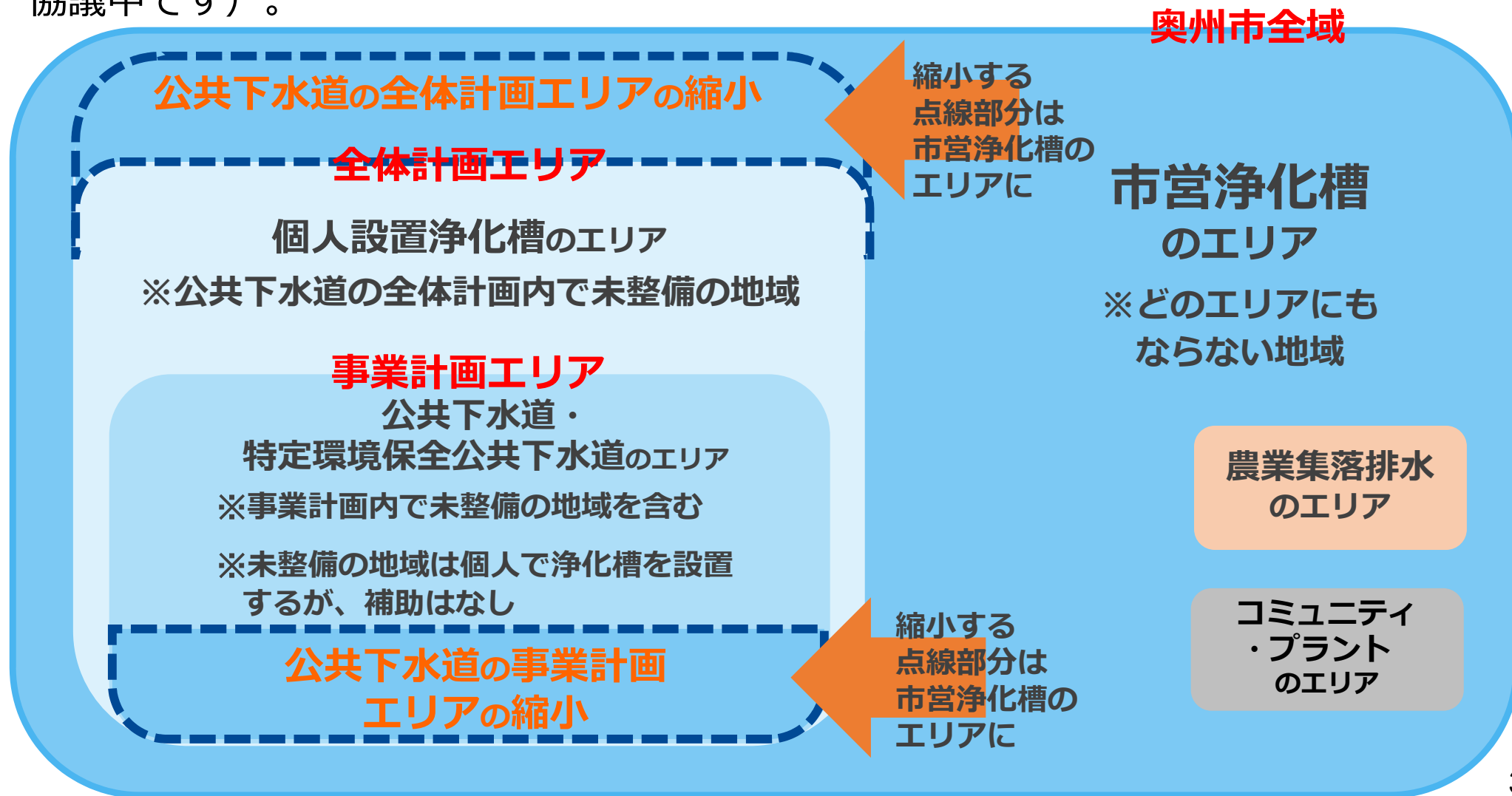
公共下水道事業の整備は長期間を要するため、まずは「全体計画」で最終的な目標（将来の人口、全体エリア）を立てます。その上で、実際に予算をつけて工事に着手するために、数年単位（5～7年）で区切った「事業計画」を作成し、県の確認を受けます。

2 経営戦略に定める基本方針 集合処理から個別浄化槽活用への切り替え

(1) 公共下水道整備予定エリアの縮小

「公共下水道整備予定エリアの縮小」のイメージ図です。

公共下水道の全体計画を縮小すると、個人設置浄化槽のエリアから市営浄化槽のエリアに変わります。また、公共下水道の事業計画エリア縮小の場合も全体計画から外れるエリアもあるため、その区域は市営浄化槽のエリアになります（岩手県と協議中です）。



2 経営戦略に定める基本方針 集合処理から個別浄化槽活用への切り替え

(1) 公共下水道整備予定エリアの縮小【市営浄化槽と個人設置浄化槽】

本来、浄化槽は、個人の財産のため、個人負担で設置工事を行い、その後の処理水の水質管理などは、利用する家庭が維持管理業者へ依頼するのが一般的です。

市は、設置工事費等の個人負担を軽減し、公衆衛生の向上に積極的に取り組むため、公共下水道等の**集合処理以外**のエリアについて、市が責任をもって工事・維持管理をする「市営浄化槽」の整備を進めてきました。

市営浄化槽と個人設置浄化槽の違いは次のとおりです。

	個人設置浄化槽	市営浄化槽
対象エリア	公共下水道の全体計画内で未整備の地域	公共下水道 農業集落排水 コミュニティ・プラント } 以外の エリア
整備及び管理	個人が行う	市が行う ※浄化槽のみ設置。宅内設備及び浄化槽前後の排水管は個人負担。
使用者の 整備費用の負担	工事費の6割を負担 ※5人槽の場合 工事費 1,038,000円 補助金 ▲ 414,000円 負担額 624,000円	浄化槽の標準工事費の1/10の額を 分担金として支払い ※5人槽の場合の分担金 103,800円
使用者の 管理費用の負担	汚泥引拔手数料、法定検査手数料、 清掃手数料、保守点検手数料の合計 約6～8万円/年 ※浄化槽の規模による	使用料の支払い ※1か月の使用料が20m ³ の場合 5,023円/月×12か月＝60,276円/年 ※汚泥引拔手数料等の経費は全て市が 負担。

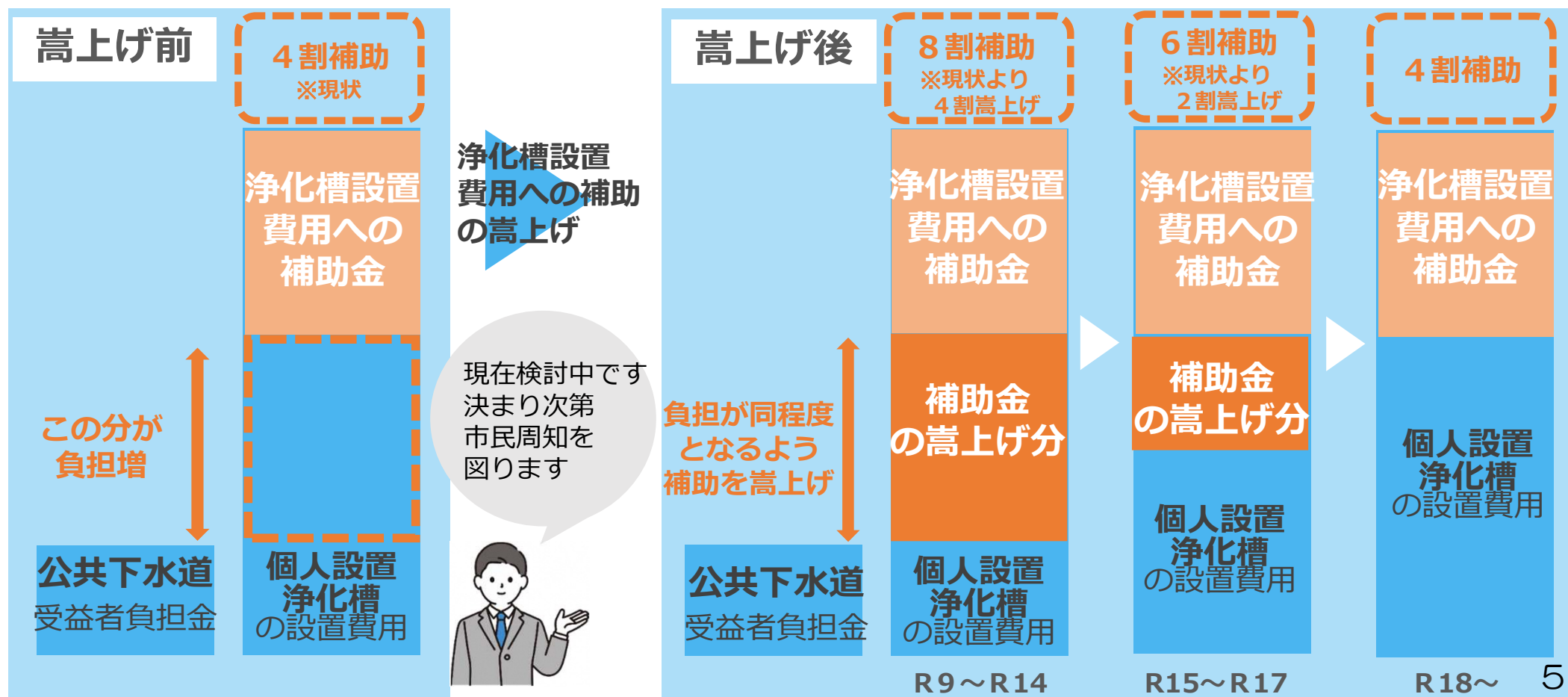
2 経営戦略に定める基本方針 集合処理から個別浄化槽活用への切り替え (2) 個人設置浄化槽への支援の拡充【概要】

個人設置浄化槽エリアの水洗化率の向上のため、経営戦略では、浄化槽設置費用への補助の嵩上げ案について次のとおり掲載しています。



Q 現在の補助金の具体的な額は？

5人槽で41万4千円、7人槽で47万4千円、10人槽で66万円です。



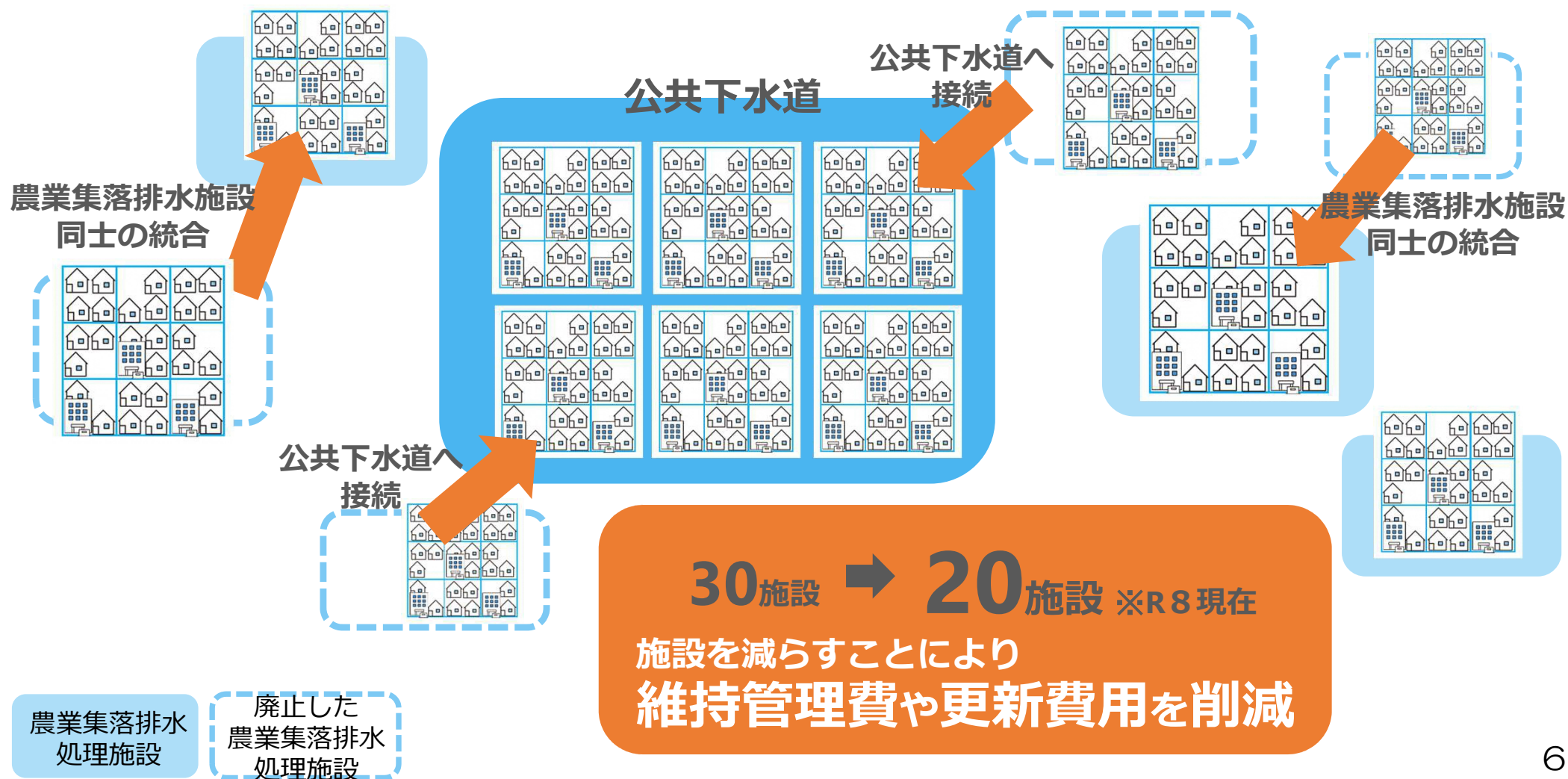
2 経営戦略に定める基本方針 集合処理から個別浄化槽活用への切り替え

(3) 農業集落排水処理施設の公共下水道への接続

「農業集落排水処理施設の公共下水道への接続」のイメージ図です。

市では令和2（2020）年度末時点で30施設あった農業集落排水処理施設を、公共下水道への接続により8施設廃止し、統廃合により2施設減らしました。

今後も、公共下水道への接続により経費削減が見込まれる場合は、実施時期を早めます。

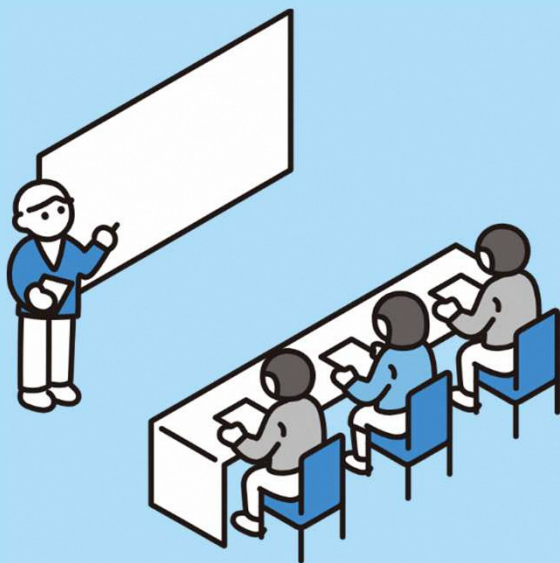


3 市民周知について

下水道使用料を改定するためには、下水道事業を取り巻く厳しい状況をご説明するとともに、下水道事業を継続するためには一定の利用者負担が必要であることをご理解いただく必要があると捉えています。

今後の周知については、次のとおり予定しています。

どの世代にも情報が届くよう、様々な方法で広報活動を行います。



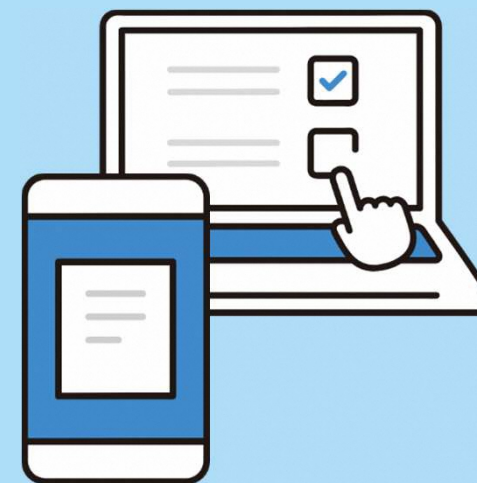
市民説明会の開催

※日時、場所は8月27日発行の
上下水道部広報誌「おうしゅうの水」
にてお知らせします。



上下水道部広報誌 「おうしゅうの水」の発行

※写真は最新号（令和8（2026）年6月
発行第7号）



ホームページ、 SNSへの掲載

4 エリアごとの費用の違い

エリアごとの費用の違いは次のとおりです。

	公共下水道・ 農業集落排水	特定環境保全 公共下水道	コミュニ ティ・プ ラント	市営浄化槽	個人設置浄化槽
対象エリア	公共下水道 ・農業集落排水 のエリア	特定環境保全公 共下水道のエリ ア	コミュニ ティ・プ ラントの エリア	公共下水道 農業集落排水 コミュニティ ・プラント	公共下水道の全体計 画内で未整備の地域
整備及び 管理	市が行う	市が行う	市が行う	市が行う	個人が行う
使用者の 整備費用の 負担	土地面積 ×380円 ※200㎡の場合 200㎡×380円 = 76,000円	水沢 土地面積×250円 胆沢 土地面積×300円 ※水沢、200㎡の 場合 200㎡×250円 = 50,000円	なし	浄化槽の標準工事費 の1/10の額を分担金 として支払い ※5人槽の場合 103,800円	工事費の6割を負担 ※5人槽の場合 工事費 1,038,000円 補助金 ▲ 414,000円 負担額 624,000円
使用者の 管理費用の 負担 ※1か月の 使用料が 20㎡の場合	使用料の支払い ※1か月の使用料が20㎡の場合 【改定前】3,300円/月×12か月 = 39,600円/年 【改定後】4,290円/月×12か月 = 51,480円/年			使用料の支払い ※1か月の使用料が 20㎡の場合 5,023円/月×12か月 = 60,276円/年	汚泥引拔手数料、法 定検査手数料、清掃 手数料、保守点検手 数料の合計 約6～8万円/年 ※浄化槽の規模による

5 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールは次のとおり予定しています。

令和8年8月～9月	・ 市民周知 （広報①、市民説明会、市ホームページ、SNS）
9月下旬	・ 第3回運営審議会
10月上旬	・ 運営審議会より答申
11月下旬	・ 12月市議会定例会に条例改正案提出
令和9年3月	・ 市民周知 （広報②、市ホームページ、SNS）
4月	・ 改定後の下水道使用料の適用 ※ 4月検針分（5月請求分）から適用